

タイトル	徳川家康の三位一体政策
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(111): (1)-(29)
発行日	2023-03-15

# 徳川家康の三位一体政策

大場 四千男\*

## 目次

はじめに

- I—A 徳川家康の將軍職就任の現代史的意義
- I—B 徳川家康の將軍就任に於けるマクロ経営史分析とその意義
- II 徳川家康の三位一体政策の形成
  - II—A 禁裏及び皇室の経営史
  - II—B 親王家・公卿・堂上家の家領と地下人の知行
  - II—C 禁裏御料の加増と禁裏の赤字補填
  - II—D 世襲親王家の創設
  - II—E 親王、皇子・皇女の仏門入り
  - II—F 禁裏の堂上家と地下人について
  - II—J(i) 堂上家の世襲制と公家公業
  - II—J(ii) 堂上家の経営史
- III—A 徳川家康の三位一体政策の立案過程
  - III—A—1 「徳川成憲百箇条」資料原文
  - III—A—2 「徳川成憲百箇条」 「正」・ 「副」 文章の比較と三位一体政策構想
  - III—1—A—(1) 「徳川成憲百箇条」の「正」・ 「副」 文章の比較
  - III—1—A—(2) 国体論（禁裏論・公武合体論） 「正」の二十一ヶ条
  - III—1—A—(3) 国体論（禁裏論・公武合体論） 「副」の八ヶ条
  - III—2—A—(1) 幕府と將軍の統治論— 「正」の十三箇条

- III—2—A—(2) 幕府と將軍の統治論— 「副」の三十一箇条
- III—3—A—(1) 寺社政策と家康の仏教信仰論
- III—3—A—(2) 「徳川成憲百箇条」 「正」の七箇条
- III—3—A—(3) 「徳川成憲百箇条」 「副」の九箇条
- IV—1 「徳川成憲百箇条」 から 「武家諸法度」 への發達
- IV—2 「徳川成憲百箇条」 から 「禁中並公家諸法度」 への發達  
—— 寺社政策との関連を中心に ——
- V 徳川幕府の寺社政策

結び

## はじめに

徳川家康の研究は主に戦国大名として成長する点に集中され、統一国家（純粹封建制）の形成とその統治政策に果した歴史的役割について看過されがちである。このため、江戸時代の純粹封建制から明治天皇の絶対王政への移行する研究は日本の歴史を分析する方法としてほとんど評価されないまま、今日に至っている。

従来の研究は徳川封建制から明治維新を経て成立する明治

\*（おおば よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

政府は突然近代国家の産業資本主義時代を迎えることとなる。西洋史の主流を形成する歴史発展段階説は中世封建社会↓近世絶対王政↓市民革命↓近代産業資本主義↓帝国主義時代へ段階的に移行する。この世界史の発展段階説に対して日本の発展段階は徳川封建時代↓明治維新による明治天皇制↓近代産業資本主義へと同時に帝国主義へ移行する二段階論となり、絶対王政↓市民革命↓近代産業資本主義への歴史を欠落させている。

本稿は日本の歴史発展段階を検討し、徳川封建社会↓明治維新↑上からの革命↓明治天皇の絶対王政段階への三段階を近世から近代への移行を国体論に基づいて実証分析することを課題とする。したがって、国体論は国家経営の構造をマクロ的に分析する新しい方法論として位置づけ、この意味でマクロ経営史への試論と位置づける。

### I—A 徳川家康の將軍職就任の現代史的意義

徳川家康が慶長八年（一六〇三）に征夷大將軍に、後陽成天皇によって任命され、江戸幕府を開き、以後、明治維新（一八六七年）迄、二百六十年余り、徳川幕府の時代を築く。したがって、徳川家康がこの後、元和二年（一六一六）四月十七日に、七十五歳で亡くなる。それゆえ、この論文での中心課題は、將軍職に就任した慶長八年から没した元和二年までの約十三年間における家康の三位一体政策を解明し、徳川幕府の二百六十年余り続く強靱な統治構造を明らかにすることである。このことを可能にする家康の三位一体政策とは幕府と寺社の共同政策の中に禁裏（天皇制）の朝権を制御し、

拘束することである。このため、家康が江戸を政治の中心として位置づけ、武家政治を行うことを決意したのは、源頼朝の例に倣い、京都から離れた江戸で専制政治を確立することができると考えたからである。しかし、家康は天皇の家臣であることを意識し、天皇の

國王と將軍の臣下とを国体の二極型政治体制と位置づけ、天皇を崇敬する心を有し続け、葬式を神道式にして実施し、権現と名称したのも天皇への崇敬に由るものと考ええる。家康の政治構想は天皇↑將軍の国体を中心とする純粹封建制を特色とする。それゆえ、明治維新の王政復古は家康の將軍職と天皇の大権とを天皇親政へ一本化する絶対王政へ移行する上からの政治革命である。こうした天皇親政↑絶対王政への移行は日本においてヨーロッパの中世封建制から近世絶対王政への転換を歴史上一サイクル遅れで実現する歴史過程である。というのも、徳川幕府が成立する一六五〇年代から一七五〇年代にかけてヨーロッパ諸国では絶対王政↓市民革命↓近代民主国家へ転換し、幕末日本の開国を迫るのである。徳川幕府が慶長八年（一六〇三）に江戸を首都として成立してから明治維新（一八六七年）迄の二六〇年余りの間に、ヨーロッパは封建制↓絶対王政↓市民革命↓近代民主国家へ発展してしまつたのである。余りにも徳川幕府の二百六十年は長期政権すぎて、世界史の中でヨーロッパに対して後進国への歩みを余儀なくさせ、今日における日本の後進国状態への原因ともなつてしまつたのである。

それゆえ、徳川幕府の二百六十年余りの長期政権を育くむ家康の三位一体政策を明らかにすることは現代日本の長期低迷による後進国化の原因を明らかにする今日的課題ともなりえるのである。その

原因の一つとして考えられるのは自民党と創価学会との共同政策に原因する保守政権に基因するものと考えられる。

I—B 徳川家康の將軍就任に於けるマクロ経営史分析とその意義

従来の歴史学、経済史に於ける徳川家康の分析は、戦国時代から近世時代への統一国家を成立させる覇者<sup>II</sup>武士の棟梁としての徳川家康である。源氏の棟梁としての出世の道は同時に天下統一への道であり、次の六段階を経て達成される。

- (一) 生誕から少年期——愛知県岡崎で父は松平広忠、母は水野忠政の次女於大（おだい）の方との間に生まれた家康は少年期竹千代として、隣国今川義元への人質として少年期を過ごす。
- (二) 少年期から青年期 今川義元が尾張の織田信長に桶狭間の戦いで敗北すると、家康は織田信長の下に三河の戦国大名として青年期を迎える。この青年期の三河武士の棟梁としての成長は戦国武士として全国統一への道を開く門出となる。
- (三) 家康は織田信長の天下布武への一翼を担い、戦国武将として合戦の戦略、戦術を身につけ、漸次天下の覇者としての自覚の元に、独立への道を模索する。
- (四) しかし、織田信長が全国制覇を目ざし、中国統治を果すべく毛利輝元と戦う豊臣秀吉を援軍すべく出兵し、京都本能寺に着く夜に、明智光秀によって討ちとられる。この時、徳川家康は明智光秀の軍勢から逃れ、三河へ帰る不安と動心の時を過す。
- (五) 豊臣秀吉が明智光秀を山崎の合戦で討ち取り、天下統一への道を歩むと、家康は秀吉に臣従し、秀吉の天下統一への手助け

をし、豊臣秀吉と天下を分け合う大名へ成長し、と同時に、天下覇者への夢を実現しようとする我慢の時代を過す。

- (六) 豊臣秀吉が大坂城を築き、京都御所から関白職を授かり、天下統一を果すが、間もなく亡くなると、天下統一への戦いは豊臣方の石田三成と東軍の徳川家康との間で関ヶ原の戦いとなり、天下統一への転機となる。

- (七) 徳川家康は西軍の石田三成を破り、天下統一を成就するが、大坂城の豊臣秀頼親子の生死に悩みながら、関ヶ原から大坂城への戦闘準備に入り、大坂城を巡る戦いに勝利し、ここに家康は天下統一を成し遂げ、江戸を開府する。

- (八) 以上概観したように戦国時代から近世江戸幕府時代を切り開く徳川家康は源氏の棟梁としての武士から徳川幕府二百六十年余の長期政権を築く征夷大將軍としての三位一体政策の推進に全力を注ぐことになる。

これまでの徳川家康の研究は天下統一への前述した七段階の歴史を主要に取り挙げ、征夷大將軍としての国体運営とその長期政権の強靱な統治<sup>II</sup>支配構造の成立・発展を全く看過するのである。徳川家康の武家の棟梁としての前半期と徳川幕府の二百六十年余りの長期政権を育んだ三位一体政策を成立させる後半期との総合研究が今日的課題と見做すが、本稿では後半期の三位一体政策の成立を明らかにすることを課題とする。と同時に、この家康の三位一体政策の研究は徳川幕府の国体構造を究明するマクロ経営史論の対象と位置づけ、新しい経営史論として提起する。

図表-1 禁裏御料の収入の推移（石高）

①室町時代		高三千石
②豊臣氏		七千石
③徳川家康		一万百石余
④元和九年(1623)		一万石の増
⑤宝永二年(1704)		一万石の増
		総高三万石
⑥仙洞御所の御料 — 寛永七年後水尾上皇 — 御料三千石 同十一年七千石を加えて一万石と為し		
⑦皇室御料 —		
1	本院	七千石～一万石
2	洞院	五千石～七千石
3	女院 中宮	)の御料各三千石
4	准后 女御	
5	東宮の御料	二千俵

## II 徳川家康の三位一体政策の形成

### II-1 A 禁裏及び皇室の経営史

徳川幕府の国体構造は天皇―征夷大將軍の主従関係を基軸として組織され、鎌倉幕府以来の封建制度を継続する点で日本的統治制度として定着する。徳川家康はこの伝統的天皇―征夷大將軍の主従関係を形骸化し、朝権の空洞化を計る。家康は天皇と共同支配する形式を確立するため、幕府と禁裏との共同政策を推進しようとする。

この結果、幕府が政治の担い手として位置づけ、他方、政治から遠ざけられる禁裏は文化、儀礼の府と位置づける。かくて徳川幕府の国体は国家主権者としての徳川家と文化・儀礼の府としての禁裏と

の二極構造を確立し、国民大衆の支持基盤とすることに全力を注ぐのである。

しかし、徳川幕府は、禁裏の経営に介入し、むしろ赤字寸前の経営状態に位置づけることで朝権の抑制、脆弱化を計ろうとする。禁裏御料の歴史的推移は次の図表1-1に要約される。

禁裏御料は図表1-1から窺えるように、室町時代の三千石から豊臣秀吉の七千石へ、さらに徳川家康によって一万百石余りの石高へと推移し、一万石の大名レベルの石高であるゆえ、ぎりぎりの禁裏経営を余儀なくされる。徳川幕府は元和九年（一六二三）に一万石の加増、さらに宝永二年（一七〇四）にまた一万石の追加加増をする。この結果、宝永二年の五代將軍綱吉の時に、禁裏御料は総高三万石となる。

禁裏御料の加増の件で注目すべきは元和九年（一六二三）の加増の一件である。元和六年（一六二〇）に二代將軍秀忠は後水尾天皇の女御として娘和子を入内せしめ、皇室の外戚となった。この和子の女御として禁裏へ入内せしめる秀忠の目的は幕府の権威を禁裏内に確立し、禁裏への干渉と統制とを強めようとする意図であるとして、次のように見做されるのである。

かくて翌六年五月和子は江戸城を發興し二十八日着京六月十八日女御宣下、即日入内其の行列には譜代大名は固より前驅・輿後には關白九條忠榮以下の公卿扈從し其の空前の盛儀は都人の眼を眩惑せしめると共に幕威は洛の内外に示された。入内と同時に秀忠は女御様御附と稱して近臣弓氣多昌吉守、攝津を奉仕せしめた。尋いで同大橋親勝守、越後・天野長信守、豊前がこれに任命せられて、兩人に各與力五騎向心三十人を附して、女御御殿の警衛並に日常の諸用を掌らしめ

たので従って御殿内の消息は素より、宮廷内の實情も悉く所司代を通じて幕府に内報せられ幕府は朝廷を拘束するに多大の便宜を得たのであった。越えて寛永元年十一月中宮冊立のことは行はれるや特に御附武家天野長信をして中宮權少進を兼ねて中宮職の實權を握らしめ又中宮御所御制法なるものを定め中宮御所に關する一切の事項は總べて所司代の監督の下に之を管理せしめられることとなつた。斯く女御の入内あつた機會に、武家を以て内廷附屬の吏員に任命した幕府は、寛永二十年八月更に禁裏御表にも武家を任用することなし、目付高木守久善七、女院東門院附天野長信二人を之に補した。是れ即ち禁裏附武士なるもので、曩に設置した女院附と同じく、各與力五騎同心三十人を附し、其の格式は芙蓉間詰役高千石役料千五百俵にして、目附役程度の位置である。併し其の職務は頗る重く長橋局及び武家傳奏と議り、或は所司代の指揮を受けて宮廷に於ける事務を處理し、又は配下の同心を以て宮中表裏の三門を警衛して嚴に其の出入を取締り、禁裏に宿直して宮廷内外の動靜を監視し、又禁裏の會計に就いては武家傳奏及び所司代に報告して其の收支を明かにし、内暨女孺の出入をも監視し、凡て先規に違ふものは所司代を経て幕府に稟議し、恆に武家傳奏と所司代との間に介在して、公武間の交渉事務に關與する等其の位置は頗る重要なものであつた。但し官位の執奏等は武家傳奏の專管する所で、直接に奏請することは嚴に之を禁じられてゐた。

〔維新史〕第一卷四二―四四頁

この和宮の入御を契機として、朝廷⇨禁裏への幕府の一大勢力が扶植される。第一の勢力は女御御附として弓氣多昌吉、大橋親勝と天野長信を女御御殿の警護と日常の諸用を務めさせ、それぞれに與力五騎・同心三十人を配置し、禁裏の中に一大勢力を確立した。さらに、寛永元年（一六二四）に中宮冊立が行われるや、中宮御所の統治權は御附武家兼中宮權少進である御附武家天野長信に掌握され、また中宮御所の管理を京都所司代の監督の下に置いた。その上、幕府は寛永二十年（一六四三）に禁裏に武家を守護役として任

命し、目付高木守久と女院附天野長信の二人を配した。

和宮の入御を契機にして、幕府は御所付武家二人、武家伝奏、長橋局そして京都所司代を通して禁裏の内外の動靜を掌握し、會計の決算に立会い、さらに、公武間の交渉・諮問にも介入し、禁裏の幕府への從属と殿上人の動靜を監察・監督する立場となり、禁裏の朝權への関与と監督を強化するのに成功するのである。

禁裏への御料増加はこうした和子の入内を契機にして幕府の内政干渉と監督の下に進められ、ますます禁裏を文化、儀式の府へ移行させる政治的代償として実施された。

前頁の図表1-1Bの仙洞院御所の御料は寛永七年（一六三〇）和子の入御により後水尾天皇の影響力は強まったが、しかし、後水尾天皇は寛永六年（一六二九）の紫衣事件の幕命に不満を抱き、抗議のため天皇を興子内親王（明正天皇）に譲り、上皇となつてしまつた。和子への手前、幕府は仙洞御所の御料として寛永七年後水尾上皇に御料三千石に、さらに寛永十一年七千石を加えて一万石とした。

次に図表1-1の◎の禁裏御料を見てみると次の石高となる。

- 1 本院 七千〜一万石
- 2 新院 五千〜七千石
- 3 女院と中宮の御料は各三千石
- 4 准后と女御の御料は各二千石
- 5 東宮の御料 二千俵

以上禁裏、仙洞御所そして皇室による経営規模を検討して見たが、禁裏の一万石の小大名から二千石の旗本クラスの経営規模を現わし、赤字を余儀なくされる経営収入の水準となっている。

## II-B 親王家・公卿・堂上家の家領と地下人の知行

次に検討する課題は親王家、公卿、堂上家の家領と地下人の知行高であるが、次の図表12に要約される。

図表-2 親王家・公卿・堂上家等の家領と地下官人等の知行

①禁裏御料	一万九千六百五十八石
②仙洞 <sup>後水尾 御料</sup> <sub>上皇</sub>	一万百七十二石
③宮家 <sup>伏見・八条</sup> <sub>高松</sub> 三家領	五千十三石
④堂上九十三家	家領三万三千五十六石
⑤宮門跡並に院家の寺領	一万六千四十八石
⑥比丘尼御所並に院家の寺領	三千二百一石
⑦禁裏・仙洞・親王家・内侍所の女官及び薙髮女官等の知行	九千五百七十六石
⑧大外記・官務以下諸司の家領・知行	六百八十余石
⑨典薬頭・北面・楽人の知行高	六百八十一石
	総高 九万九千九十石

図表12から窺えるように①の禁裏御料一万九千六百五十八石から⑨の地下人である典薬頭・北面・楽人までの知行高六百八十一石の合計家領及知行高は総計九万九千九十石である。禁裏、皇室、殿上人及び地下人の総計は九万九千八十石である。徳川幕府は全国の知行高二千八百万石を領有し、その内二千万石を大名、旗本等に朱印状で分配し、残り八百万石を直営として領有する。これに対し、禁裏関係の知行高は十萬石弱であり、幕府の八百万石と較べてわず

か一二五パーセントの割合である。徳川幕府に対する禁裏の経済力は石高で見ると比較すると、細く困難なくらい零細であり、禁裏の朝権の脆弱性を物語っている。しかも、この図表12で注目すべき点のもう一つは⑤宮門跡並に院家の寺領一万六千四十八石と⑥比丘尼御所並

に院家の寺領三千二百一石の合計一万九千二百四十九石である。寺領は総石高九万九千石に対して二割弱を占め、皇室の宮門跡、院家は寺院に支えられていることが窺える。この点について後述するが、幕府は寺社との共同政策で宮家、院家の門跡を扶養する所(場所)として寺社を位置づけ、又、逆に寺社は宮家、院家の高貴な人々を受け入れることで名声と地位を高め、高収入源として見做し、積極的に受け入れる。幕府は門跡、院家の出身者を受け入れる寺院に対し、経営上の特権を与え、国官勸化の上位に位置づけ、寺社の経営安定を計ろうとする。このように、幕府は寺社との共同政策によって禁裏を拘束し、監督しようとする。その上、宮家、院家を受入れるこれら大寺院の目的は法衣紫の特権を認められることによる。幕府は宮家、院家の高貴な人々を僧侶として迎えることで、(一)禁裏への恩義と(二)寺社への特権的地位とを保証し、そして、(三)幕府の禁裏支配と監督を強めることで幕府の長期政権への強化政策として機能することとなる。

この点について後述するが、ここでは宮家、門跡、院家の寺社への依存を経営基盤の一翼とする点について触れるにとどめる。

次に問題として取り上げるのは、これら禁裏関係一〇万石の所在地である。これは次の図表13に示される。この図表から解るように、禁裏の年

図表-3 禁裏関係 — 約10万石の所在地について

①山城国	一 八万三千二百九十八石
②大和国	一 三千二百四十九石
③摂津国	一 六千四百二十四石
④河内国	一 三百四十四石
⑤近江国	一 四千三百九十九石
⑥丹波国	一 千四百二石

図表-4 享保年間の禁裏関係御料の増加

①禁裏御料	三万十五石
②仙洞御料	一万石
③宮家 <small>伏見・京極 有栖川・閑院</small> の四宮家	家領六千八石
④堂上家領	四万九百七十四石
⑤宮門跡並に院家の寺領	一万九千五百八十一石
⑥比丘尼御所並に院家の寺領	四千二百七十七石
⑦内侍所・宮・親王附女官等の知行	二千八百八十四石
⑧諸司の知行	四千三百五十五石
合計	総高十一万八千百余石

加増は図表-4に示されるように、わずか一万八千石余りにすぎない。つまり、享保年間の禁裏御料は総高十一万八千石余りである。

次に、幕末での禁裏御料高は次の図表-5に示される。幕末の禁裏御料高は総高十二万石から十三万石となり、前の図表-4における享保年間の十一万八千石余と比べて加増額は二千石から最大一万石余りの微増に過ぎない。

II-C 禁裏御料の加増と禁裏の赤字補填

禁裏御料の加増は(I)享保年間(図表-4)に次のようになされる。図表-3では禁裏関係の御料は約十萬石としたが、その後の加増した享保年間(一七一六―一七三五)の約十九年間に於ける御料の加増は図表-4に示されるように、わずか一万八千石余りにすぎない。つまり、享保年間の禁裏御料は総高十一万八千石余りである。

次に、幕末での禁裏御料高は次の図表-5に示される。幕末の禁裏御料高は総高十二万石から十三万石となり、前の図表-4における享保年間の十一万八千石余と比べて加増額は二千石から最大一万石余りの微増に過ぎない。

貢一〇万石の大部分は①山城国三万三千石余りを筆頭に、摂津、河内、近江そして丹波に集中している点である。この点で、禁裏の経済力は京都、大阪、近江に制限され、且つ分散されて脆弱な経営基盤を形成し、このため、朝権の及ぶ範囲の狭さである。幕府は禁裏の所領一〇万石について京都を中心に大阪圏に限定し、京都所司代、大坂城代及びその奉行所の監視と支配の下に置くのである。

図表-5 幕末禁裏御料高

約三万石 享保二年	} 十宮・堂上・地下・宮門跡・女官等の家領・寺領・知行等合計 総高十二万石～十三万石前後
高三万二百五十四石 寛政五年十二月	
高三万二百六十石 慶応三年	

図表-6 禁裏の御賄 ①御料よりの収納

②臨時収入	} 禁裏吉凶の大禮、その他 武家叙任の際、進献金銀
への幕府による緊急措置	
①安永六年 毎年の定額 禁裏御入用として銀七百四十五貫匁	
②別に奥御用として年定額八百兩の進献	
③禁裏の修理料銀百十二貫匁	
④仙洞御所の御入用年定額銀五百十五貫匁	
⑤奥御用金七百兩	
⑥女院・中宮御所の各御入用年定額銀百六十二貫匁	
⑦奥御用金四百兩	

時収入の緊急措置を安政六年(一八五九)に図表-6のように行う。

この図表-6から解るように、禁裏への予算に定額制予算を導入し、三本の柱の禁裏予算となる。すなわち、第一は従来からの御料高、

享保の改革を推進した水野忠邦は、幕府財政の悪化と減少とに由る財政危機を乗り切るために、松平定信の緊縮財政と儉約令を引継ぎ五ヶ年間の儉約令と財政支出縮少を定めた。しかし、天候悪化と不作に由る米価高騰と貨幣改鑄に帰因するインフレーションは農民一揆、都会では米屋打ち壊しの暴動を惹起させる。こうした経済危機とインフレーションの中での禁裏への加増は雀の涙しかなく、ほとんど禁裏の経営を赤字に陥らせるのである。かくて、幕府は禁裏の経営赤字を補填と臨時収入の緊急措置を安政六年(一八五九)に図表-6のように行う。



第二は新しく禁裏予算に定額制を導入し、毎年銀七百四十五貫匁とし、さらに別予算の年額八百匁を進献することとする。第二は禁裏の修理料銀百十二貫匁の計上である。第三は禁裏関係として(イ)仙洞御所の年銀五百十五匁の計上、(ロ)奥御用金七百匁の予算化、(ハ)女院・中宮御所の年額銀百九十二貫匁の計上、そして(ニ)奥御用金四百両の予算化等を幕府として実施するのである。

## II-D 世襲親王家の創設

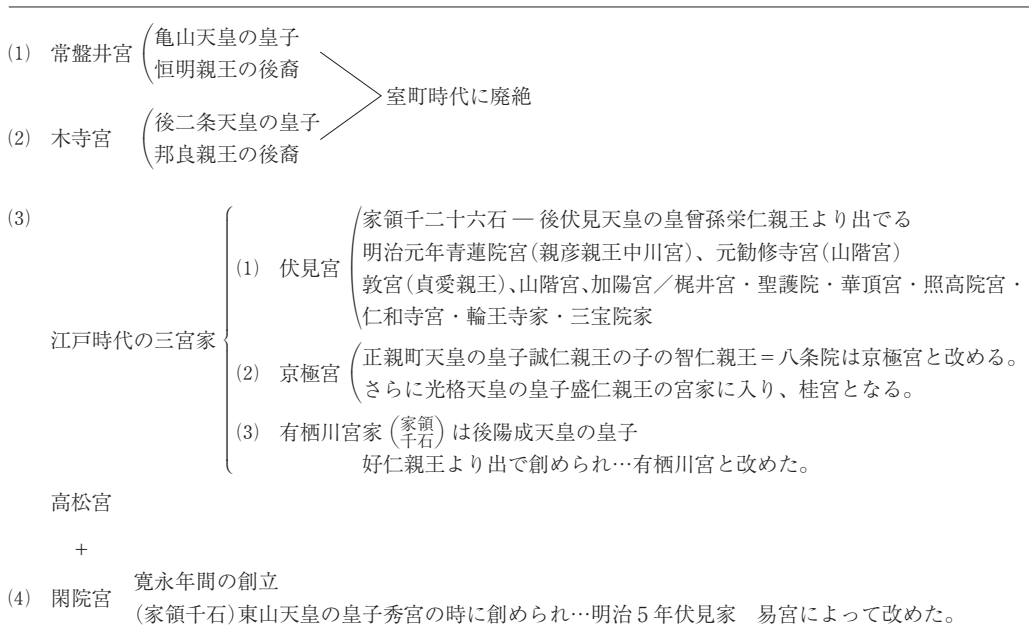
世襲親王家は次の図表17から窺えるように室町時代から江戸時代末期まで六家から成っていたが、新旧交代の中で幕末には御三宮家が継統されている。

この図表17に依れば、世襲親王家は室町時代から江戸時代末期迄に七家存続していたが、その内、(1)常盤井宮(龜山天皇の皇子、恒明親王の後裔)と(2)木寺宮(後二条天皇の皇子、邦良親王の後裔)は室町時代に消滅した。江戸時代には新しく(3)三宮家の創設が見られる。つまり、

- (1) 伏見宮―家領千二十六石。後伏見天皇の皇統である栄仁親王より創設される。
- (2) 京極宮―正親町天皇の皇子誠仁親王の子である智仁親王は八条院から京極院と改める。
- (3) 有栖川宮―家領千石。後陽成天皇の皇子好仁親王によって創設される。

以上の御三家に、閑院宮家が寛永年間に、東山天皇の皇子秀宮によって創められる。

図表-7 世襲親王家七家の盛衰



図表-8 宮門跡と比丘尼御所の寺社

(イ)	幕末に於ける宮門跡は 輪王寺・仁和寺・大覚寺・妙法院・聖護院・照高院・青蓮院 知恩院・勸修寺・梶井・曼殊院・毘沙門堂・圓滿院
(ロ)	比丘尼御所は 大聖寺・宝境寺・曇華院・光照院・靈鑑寺・圓照寺・林丘寺・中宮寺

前述したように世襲親王家の中から江戸時代に三宮家（伏見宮・京極宮・有栖川宮そして高松宮）の系譜が続くのである。そして、多くの皇子、親王は宮家の創設に収容されるのではなく、仏門に帰依して門跡寺を嗣がせられた。他方、皇女も仏門に入り、宮門跡或いは比丘尼御所と称せられた。皇子、皇女或いは親王が仏門に入り、摂関家への養子に成り得ない理由は禁中並公家諸法度の第六条の規定に依り禁止されるのである。すなわち、第六条は「養子は連綿同性を用いらるべし」と規定され、皇子の摂関家への養子を禁止する条項となっている。このため、皇子は出家し、門跡寺へ入ることを余儀される。したがって、皇子、皇女は帰仏を強制され、仏門に帰依することとなる。かくて、幕府と寺社の共同政策は、皇子、皇女を仏門へ帰依させ、禁裏への統制と監督を強め、朝権の脆弱化を計るのに成果を挙げる。したがって、幕府、寺社そして禁裏との三位一体政策は徳川幕府を長期政権へ根づかせる政治制度として機能し、幕府の強硬化に大きな役割を果たすこととなる。

さらに、三宮家に加わって高松宮家も創設されるにいたっている。

### II-E 親王、皇子・皇女の仏門入り

皇子と皇女の仏門へ帰依する(イ)寺社（宮門跡）と(ロ)比丘尼御所は次の図表-8に示される。

元和六年（一六二九）に、後水尾天皇は所謂紫衣事件を巡って幕府の処罰に反対し、天皇を興子内親王（明正天皇）へ譲り、上皇へ退くのである。幕府は幕命を受けずに紫衣を着用する大徳寺沢庵らを島流し（陸奥・出羽）の処刑を行った。この紫衣事件は寺社に紫衣への許可申請とその幕命への用件を満たすことを要求し、寺社政策の柱の一つに位置づけ、寺社への統制と監督を強めるのである。それゆえ、この図表-8に列挙される宮門跡寺社十三と比丘尼御所寺社八とは紫衣の着用を認められるが、その根拠となったのは宮門跡の地位の高さによるのである。

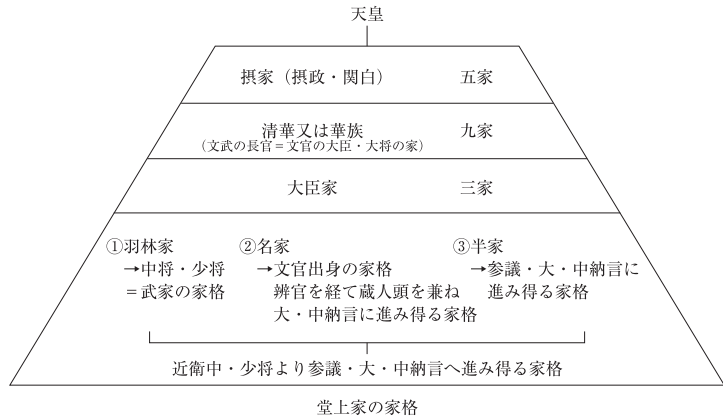
### II-F 禁裏の堂上家と地下人について

禁裏は天皇を補弼する摂家の五家を中心とする殿上人、つまり、堂上家の六十四家によって政治、儀式そして祭司を営む官僚組織を独自に発達させてきた。禁裏の政治、儀式に直接担当するのは殿上人、つまり堂上家の官僚層である。この堂上家は江戸幕府の初期に於いては六十四家であったが、この六十四家は分家を次々と創り出し、絶家を再興して幕末には百三十七家へ増加した。

堂上家は頂点の摂家（五家）を中心に家格の上下によるピラミッド型身分制度を次の図表-9のように発達させている。

図表-9は堂上の家を殿上人と呼び、禁裏の政治・儀式に参加しえる家格の家である。堂上の家は家筋によって各任官の道を定められ、代々世襲化され、家格上の区別を厳格に維持している。堂上家

図表-9 禁裏の堂上家上下組織図



図表-10 堂上家 120 の系統別家格一覧表

閑院家 二十三家	花山院家 五家	中御門家 九家
御子左家 冷泉四家	日野家 十二家	勸修寺家 十三家
四條家 七家	水無瀬家 五家	高倉家 三家
二條家別流 富小路	村上源氏 八家	宇多源氏 五家
花山源氏 白川	清和源氏 竹内	菅原家 六家
平氏 五家	清原氏 三家	安倍氏 二家
大中臣家 藤波	卜部氏 四家	丹波家 錦小路
大江家 北小路		
新家 五十余家		
ひら平 藤氏・源家の庶流 = 無役 五十余家		

図表-11 禁裏の堂上家(イ)と幕府方堂上家(ロ)の家別系統

堂上家 (十二家 の禁裏方 他家は五撰家に分隸する = 門流 = 家人)	堂上家の幕府方
(イ) 門流は所属する撰家の家風を守る (1) 近衛家の門流 = 日野・山科等の四十八家 (2) 九条家の門流 = 鷲尾・綾小路等の二十家 (3) 一条家の門流 = 醍醐・西園寺等の三十七家 (4) 二条家の門流 = 白川家の四家 (5) 鷹司家の門流 = 冷泉家の八家 (6) その他三條・久我家 = 独立して撰家に属さない	(ロ) 將軍家に属する昵近衆 一十七家 一十七家 = 日野・六條・山科・冷泉・堀川・廣橋・柳原・鳥丸・高倉・四條・飛鳥井・三條西・橋本・舟橋・梅園・土御門・勸修寺 = 禁裏・有識・芸道に關係する家である。年頭・將軍宜下等の賀儀・幕府の吉凶に關して家司を己れの名代として江戸に派遣する。

は殿上人とも云われ、天皇にお目見えする家格を特徴とし、禁裏を動かす政治官僚層である。  
 堂上家の殿上人に対し、天皇にお目見えのできない家、又は五位で昇殿の許されない家は地下人と称され、幕府での旗本に対する御家人と同等の家柄である。

堂上家の一二〇家の系統は次の図表-10に要約される。

堂上家は二つのグループに分かれ、A(イ)堂上家十二家と五撰家に属す門流と呼ばれる家人と(ロ)幕府の將軍に属する昵近衆の十七家であり、次の図表-11に示される。

この図表-11は(イ)五撰家に所属する家人を門流と呼び、主に(1)近衛家、(2)九条家、(3)一条家、(4)二条家、(5)鷹司家、(6)その他から成る。これら門流は撰家の家人として働き、或いは儀式、文化、音

図表-12 芸術・文化・宗教の世襲家の家柄（専門）— 公家家業

- ①高辻・東坊城・五條・唐橋・桑原・清岡—紀傳道
- ②舟橋・伏原—明經道
- ③持明院・石山・六角—書道
- ④冷泉・飛鳥井・烏丸—和歌
- ⑤山科・高倉—衣紋
- ⑥庭田・綾小路・滋野井・四辻・持明院・園・東園・石野・鷲尾・五辻・大原—神樂
- ⑦飛鳥井・難波—蹴鞠
- ⑧四条—庖丁
- ⑨五条—相撲
- ⑩園—插花
- ⑪藤波—神祇大副として伊勢両宮傳奏の事を行ひ
- ⑫白川—神祇伯を任せられた時は氏を王と称へて、諸国神社の中、公家執奏の使いなきものを支配し、神主に官位を授与し
- ⑬土御門—陰陽道の家として諸国の天文・曆道及陰陽家を支配する

楽等を担当し、撰家の家風・伝統を守ることを使命とする。しかし、他方、(口)に属する昵近衆十七家は禁裏と幕府の間を取り持ち、他方、禁裏の政治、有識、芸道を担当する。さらに、昵近衆は年頭、將軍宣下等の賀儀、幕府の吉凶等を知らせるために己れの名代として家司を江戸に派遣するのである。

堂上家或いは公家は世襲家の家柄（専門）として代々伝わる文化、儀式、芸術、宗教、スポーツ等の専門家としても活躍する。次の図表-12は世襲家の公家家業（専門）の一覧表である。

禁裏の文化・儀式は図表-12に示される公家家業の専門技能に支えられ、発展していったのである。特に代表的な芸術、文化、宗教を取り挙げると、次の公家家業が顕著である。

① 学問

紀傳道…高辻・東坊城・五條・唐橋・桑原・清岡

明經道…舟橋・伏原

② 文芸

書道…持明院・石山・六角

和歌…冷泉・飛鳥井・烏丸

③ 芸能

神樂…庭田・綾小路・滋野井・四辻・持明院・園・東園・石野

插花…園

④ スポーツ

蹴鞠…飛鳥井・難波

相撲…五条

⑤ 宗教

神道…白川

陰陽道…土御門

II—J(イ) 堂上家の世襲制と公家家業

堂上家は殿上人として天皇にお目見えし、禁裏の政治、文化そして儀式の発展を公家家業として担い、さらに朝権の強靱化に務めなければならなかった。このため、堂上家は撰関家に属し、撰関家の家風を伝統的に生かしながら、堂上家の中で分業と協業に基づく家格差の身分的編成を進展させようとする。こうした堂上家の禁裏文化・政治そして国学を担う分業と協業は堂上家の間で撰関家を頂点にする家格の身分的上下関係を世襲化させ、朝権の強化に寄与する家風を根付かせるのである。とりわけ、堂上家の頂点に立つ撰関家の政治力と交渉力は朝権の強靱化を左右することになる。というの

も、幕府と交渉し、また、天皇の勅奏による政治力の効果を挙げるのには政治に参加する摂関家を中心とする政治分野の堂上家の一部に過ぎないからである。すなわち、禁裏で幕府と政治問題を交渉し、さらに禁裏の勅奏として政策を纏める堂上家は次の堂上家の三グループに過ぎない。

- (1) 天皇を輔弼する摂政・関白家
- (2) 執奏・傳奏を司って朝議に参与する議奏の五人
- (3) 禁裏と幕府との交渉に当る武家伝奏の二人

かくて、朝・幕間の政治交渉はこれら摂関家を頂点にすることから政治色を強め、幕末の尊王攘夷と開港を巡る交渉において禁裏の政治を分断する原因となる。とりわけ、摂関家の中の分裂は禁裏方と幕府方とに分れ、つまり、九条家の幕府方に対して近衛家の禁裏方に分かれ、朝権を左右することとなる。

## II—J(口) 堂上家の経営史

禁裏の政治・文化及び儀式を担う堂上家の経営はその家領に依存するが、堂上家全体の家領は総額四万石余りとなり、摂関家を頂点に図表13となる。

図表13は堂上家の上位公家の家領を要約し、頂点の摂関家から、清家、大臣家そして羽林・名家を中心とする家領額（石高）を示し、経営形態とその規模の大小とを纏めたものである。この図表13に示されるように、堂上家の中の最高の家領額となる摂家の近衛家の家領は二千八百六十石である。清華では今出川家のみ三百五十五石が最高額の家領である。また、大臣家の中では中院と三条両家

図表-13 堂上家の家領

イ	摂家	近衛家 — 二千八百六十石 最高
		鷹司家 — 千五百石 最低
ロ	清華	今出川家 — 千三百五十五石 最高
		他の八家 — 七百石～三百石の間に在り
ハ	大臣家	中院・三条両家 — 約五百石
		正親町・三条家 — 二百石
ニ	羽林・名家	1 千石以上の家領 = 日野～萩原～藤波
		2 七百石以上の家領は六家
		3 三百石以下のものは十一家
		4 二百石以上のものは二十三家
		5 百石以上のものは四十四家
		6 蔵米百石 — 芝山家
		7 同五十石 — 池尻・梅小路
		8 同三十石三人扶持 — 二十九家
ホ	堂上家部屋住には方料として四十石～二十石	

が共に約五百石の家領で、清家の今出川家の約三十六パーセント、そして近衛家の十七パーセントである。次に羽林と名家は日野家、萩原家そして藤波家の千石以上を最高とし、最下位の二十九家での三十石三人扶持となる。その上、堂上家部屋住は方料として四十から二十石となる。

禁裏の家領は前述したように享保年間で三万石余りであり、堂上家は四万石弱となり、経営の零細性を特徴づける。こうした禁裏の零細経営のため、皇室は親王を寺社へ僧侶として出家させ、宮門跡の寺社を多く生み出し、徳川幕府の三位一体政策、つまり、幕府、寺社、宮門跡＝皇室の三位一体体制が形成され、公武合体によ

図表-14 堂上家の経営困難さと撰家門跡寺院の成立

- ① イ 公家の収入は家禄の他に幕府・大名より禁裏に恒例・臨時に進献する金・銀・紗帛等である。  
 ロ 武家の官位の任叙・官物は上卿以下納言、両局、女官等の官人に対してのみ贈られる。
- ② 三十石公卿以下の生計は困難の状態である。そのため小禄者は歌留多張り、古書の謄写等の手内職を営む。
- ③ 撰家の曹子は皇族の場合と同じく仏門に入って寺院に住する。この種の寺院を撰家門跡といい、大乘院・一乗院・実相院・三宝院・随心院・蓮華院。是等の門跡寺又は准門跡と称せられる真宗各派の門跡寺及び其の他各宗の本山は京都に在って、各宗の信徒等は浄財を喜捨したので、本山寺院の収入は莫大なものであった。

る徳川幕府の長期政権への礎<sup>いしず</sup>えとなるのであるが、この点について前述した所でもある。この三位一体政策に撰闕家<sup>いしず</sup>が加わる。この結果、幕府・寺社・皇室・撰闕家の新しい三位一体体制が作り出され、かくて、徳川幕府の長期政権はますます強靱化され、二百六十年余の発展への礎となる。

次の図表-14は撰闕家の御曹子の仏門へ入り、撰家門跡を設立する寺社である。

- この図表-14から撰家門跡寺社は(1)大乘院、(2)一乗院、(3)実相院、(4)三宝院、(5)随心院、(6)蓮華院等である。
- なお、前述した図表-8の(1)宮門跡寺社と(2)比丘尼御所寺社を挙げると次の寺社となる。
- ① 輪王寺                      ② 仁和寺
  - ③ 大覚寺                      ④ 妙法院
  - ⑤ 聖護院                      ⑥ 照高院
  - ⑦ 青蓮院                      ⑧ 知恩院
  - ⑨ 勸修寺                      ⑩ 梶井
  - ⑪ 曼殊院                      ⑫ 毘沙門堂
  - ⑬ 圓満院

比丘尼御所寺社

- ① 大聖寺                      ② 国境寺
- ③ 曇華院                      ④ 光照院
- ⑤ 靈鑑寺                      ⑥ 圓照院
- ⑦ 林丘寺                      ⑧ 中宮寺

幕府と寺社の共同政策は皇室の皇子・皇女、さらに撰闕家の御曹子を寺社へ僧侶として入門させ、幕府・寺社と皇室・撰闕家との三位一体の公武合体を成立させ、幕府の政治権力を強靱化させて二百六十年の長期政権を育くむ礎<sup>いしず</sup>えとするのであり、ここに徳川家康・秀忠と天海の禁裏諸法度と武家諸法度の政策目的の土台となるのである。

これまで分析の目的は徳川家康が秀忠と天海と共同して立案した三位一体政策の波及効果とその成果を幕末まで下<sup>さ</sup>がって検証を加えたところである。

順序は逆になるが、次は家康・秀忠・天海による三位一体政策を立案するプロセスを取りあげる。

### Ⅲ-A 徳川家康の三位一体政策の立案過程

徳川家康が三位一体政策を立案し、その実施を二代秀忠、そして三代家光に委ねる展開となる。徳川家康は最初に徳川成憲百箇条を立案し、憲法、或いは国法として制定しようとする。そして、この成憲百箇条は家康の亡くなる時に、(1)武家諸法度と(2)禁裏諸法度として具体的に制定される経過を辿<sup>たど</sup>る。徳川幕府はこれら武家諸法度



- 一殺親師殺主人依法外暴惡亦可當法外之刑勿論十類に至迄可殺事
- 一治世不忘亂世言を以譜代士に策武術不可懈於其身可慎事
- 一御<sup>作</sup>武士之靈失却之人において不許事
- 一謙<sup>作</sup>謙<sup>作</sup>傲<sup>作</sup>辭<sup>作</sup>淨<sup>作</sup>之語ハ異朝太平之祝辭にして然る事有にあらす武具尤可改嗜事
- 一守如教則賊徒不能窺然共異城本朝察被彼所其守皆嗜酒耽色之間より出ざるハなし不能止溺之自殺可讓職事
- 一凡欲成業舉我條目與老臣どもに相讓君臣合體而可行之實も不可恣私意事
- 一君臣父子夫婦兄弟朋友五物不亂を以爲人之大倫凡爲士自然通之者十二八九有之
- 一其中亂夫婦倫不無限貫賤高下時不能無之或ハ私通或は密懷及其罪露顯變方刑之古今之常轍也至侍士侍女朋友之間其科其刑同斷於四天下賤族ハ刑を許<sup>レ</sup>可任
- 一不可昭妻妾之緣微志士之功者天下之格言也於將軍家尤痛可慎事
- 一文武皆仁より出雖千經萬機其斷同治國平天下之法在子茲也知るへし
- 一兵書皆言懷士にまきはなしと懐るに品あり謀を以て懐にあらす仁に懐なり上好
- 一仁下不好義者あらざる事
- 一天下ハ四經九經自備此旨一日も離るへからざる事
- 一我所立條目に相背ハ雖嫡子實子不可令家督相續大老臣及老臣と相許家門之内其器ニ當者撰而可立事
- 一國司領主内外士大夫家相續之品は又將軍家と同からず實子たらハ雖異母申付へし其實子拾五歳に足らずして相果ハ其弟相續せしむへし弟無之者運<sup>運</sup>通<sup>通</sup>養<sup>養</sup>子願候共許容不可致十六歳以上ハ養子相續可申付是當家大炊以來古格たる事
- 一其夫心陰陽合體之人民可惡科にあらす刑罪するに可有斟酌事
- 一阿附權臣納諂言者を倭臣と心得全無陪容言行正直なる者と可知忠臣事
- 一忠我先祖之臣其子孫行跡雖不正叛逆之外其家沒收するに不及事
- 一近臣之内我意に準する者ありども不可令奪老臣威事
- 一倍臣たとひ雖高祿對將軍之直臣儀式家門に同然たるへからざる事
- 一下賤之輩對諸士險等或は諸士之内倍臣亦對直臣有寬怠於討捨不効事
- 一爲人殺人之罪を侵し農工商則殺たる者ハ一本<sup>一本</sup>族<sup>族</sup>の願にまかせ下手人或は科料可申付之工農工商と不同事
- 一儒と神道と釋と其品區別すれば善に導惡を罰するに不過隨其所見宗之旨之所不妨也然共於議論者堅可停止我見往昔天下之不可也
- 一我辱も雖爲清和の苗裔受生於亂世爲賊徒被囚久矣勳義兵七十三度烈戰欲就死地十八度惡淨土門勸免難幸逼漏之危今蒙總追補使兩院別當所如所記基其例於譜代之國鼎建禮林十八院は以子孫累世可爲淨土宗門事
- 一移敵山轉在城非學王城立東百官倭平氏驕固征夷將軍之在城ハ則王城之警衛也皇子天台親王家を奉請所驚伏惡逆暴之鎮護なり
- 一政雖準當家古例不可用他家之古例然共一度任將軍人之致置事ハ不易たるへき事他家之法不用或ハ用之家小松殿志願すへからざる事
- 一諸國諸役年貢之外運上之事人民之冥加金將軍家納之宛行諸士知行之外差興ハ役料之資と知へし是又鎌倉殿の權輿たる事
- 一大小國司領主可令爲其官職位次相應之行跡有過分之事大藏國司又は雖高官家門

- 一可戒之於其身尙更可守將軍職分事
- 一狩獵放鷹等ハ勝遊にあらす異城本朝上古以來武官之者既也有獲則奉禁庭專令馴馬もハのり唯可知限士事
- 一政道忽則亂統起異朝人民疲る不忽不厲之間に中立するを可謂知將法事
- 一御<sup>御</sup>輝<sup>輝</sup>管<sup>管</sup>中<sup>中</sup>伏<sup>伏</sup>從<sup>從</sup>夷<sup>夷</sup>賊<sup>賊</sup>爲<sup>爲</sup>劍<sup>劍</sup>德<sup>德</sup>離<sup>離</sup>翰<sup>翰</sup>則<sup>則</sup>不<sup>不</sup>足<sup>足</sup>稱<sup>稱</sup>御<sup>御</sup>德<sup>德</sup>武<sup>武</sup>ハ<sup>ハ</sup>潛<sup>潛</sup>腹<sup>腹</sup>胞<sup>胞</sup>屈<sup>屈</sup>伏<sup>伏</sup>敵<sup>敵</sup>軍<sup>軍</sup>爲<sup>爲</sup>武<sup>武</sup>德<sup>德</sup>出<sup>出</sup>陳<sup>陳</sup>則<sup>則</sup>不<sup>不</sup>足<sup>足</sup>當<sup>當</sup>征<sup>征</sup>夷<sup>夷</sup>將軍<sup>將軍</sup>之<sup>之</sup>任<sup>任</sup>たる<sup>る</sup>者<sup>者</sup>尤<sup>尤</sup>可<sup>可</sup>明<sup>明</sup>此<sup>此</sup>理<sup>理</sup>事
- 一弓<sup>弓</sup>鐵<sup>鐵</sup>炮<sup>炮</sup>鎗<sup>鎗</sup>長<sup>長</sup>刀<sup>刀</sup>劍<sup>劍</sup>術<sup>術</sup>之<sup>之</sup>類<sup>類</sup>等<sup>等</sup>ハ<sup>ハ</sup>皆<sup>皆</sup>藝<sup>藝</sup>能<sup>能</sup>にして<sup>して</sup>一<sup>一</sup>騎<sup>騎</sup>具<sup>具</sup>也<sup>也</sup>凡<sup>凡</sup>爲<sup>爲</sup>士<sup>士</sup>之<sup>之</sup>法<sup>法</sup>如<sup>如</sup>斯<sup>斯</sup>小<sup>小</sup>技<sup>技</sup>に<sup>に</sup>あら<sup>ら</sup>ず
- 一況<sup>況</sup>將<sup>將</sup>兵<sup>兵</sup>者<sup>者</sup>乎<sup>乎</sup>未<sup>未</sup>能<sup>能</sup>及<sup>及</sup>之<sup>之</sup>とい<sup>い</sup>へども<sup>も</sup>伊<sup>伊</sup>尹<sup>尹</sup>呂<sup>呂</sup>望<sup>望</sup>之<sup>之</sup>賢<sup>賢</sup>に<sup>に</sup>倣<sup>倣</sup>慕<sup>慕</sup>へ<sup>へ</sup>き<sup>き</sup>事
- 一不<sup>不</sup>辨<sup>辨</sup>武<sup>武</sup>之<sup>之</sup>爲<sup>爲</sup>武<sup>武</sup>道<sup>道</sup>不<sup>不</sup>明<sup>明</sup>士<sup>士</sup>之<sup>之</sup>爲<sup>爲</sup>士<sup>士</sup>理<sup>理</sup>則<sup>則</sup>愚<sup>愚</sup>將<sup>將</sup>帥<sup>帥</sup>に<sup>に</sup>して<sup>して</sup>長<sup>長</sup>將<sup>將</sup>とい<sup>い</sup>は<sup>は</sup>す<sup>す</sup>翰<sup>翰</sup>略<sup>略</sup>知<sup>知</sup>計<sup>計</sup>雖<sup>雖</sup>難<sup>難</sup>人<sup>人</sup>不足<sup>足</sup>當<sup>當</sup>征<sup>征</sup>夷<sup>夷</sup>將軍<sup>將軍</sup>を知る<sup>る</sup>へし
- 一月<sup>月</sup>朔<sup>朔</sup>望<sup>望</sup>廿<sup>廿</sup>八<sup>八</sup>日<sup>日</sup>定<sup>定</sup>式<sup>式</sup>也<sup>也</sup>年<sup>年</sup>首<sup>首</sup>歲<sup>歲</sup>末<sup>末</sup>五<sup>五</sup>節<sup>節</sup>佳<sup>佳</sup>節<sup>節</sup>猪<sup>猪</sup>子<sup>子</sup>等<sup>等</sup>之<sup>之</sup>會<sup>會</sup>に<sup>に</sup>臨<sup>臨</sup>ハ<sup>ハ</sup>潔<sup>潔</sup>齋<sup>齋</sup>面<sup>面</sup>述<sup>述</sup>職<sup>職</sup>皇<sup>皇</sup>帝<sup>帝</sup>亦<sup>亦</sup>從<sup>從</sup>而<sup>而</sup>可<sup>可</sup>對<sup>對</sup>群<sup>群</sup>臣<sup>臣</sup>之<sup>之</sup>賀<sup>賀</sup>其<sup>其</sup>式<sup>式</sup>如<sup>如</sup>所<sup>所</sup>載<sup>載</sup>記<sup>記</sup>錄<sup>錄</sup>若<sup>若</sup>有<sup>有</sup>不<sup>不</sup>豫<sup>豫</sup>ハ<sup>ハ</sup>令<sup>令</sup>大<sup>大</sup>老<sup>老</sup>臣<sup>臣</sup>及<sup>及</sup>老<sup>老</sup>臣<sup>臣</sup>之<sup>之</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>敗<sup>敗</sup>禮<sup>禮</sup>法<sup>法</sup>事
- 一先<sup>先</sup>祖<sup>祖</sup>宗<sup>宗</sup>廟<sup>廟</sup>祭<sup>祭</sup>禮<sup>禮</sup>如<sup>如</sup>記<sup>記</sup>錄<sup>錄</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>廢<sup>廢</sup>事
- 一先<sup>先</sup>祖<sup>祖</sup>宗<sup>宗</sup>廟<sup>廟</sup>祭<sup>祭</sup>禮<sup>禮</sup>如<sup>如</sup>記<sup>記</sup>錄<sup>錄</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>廢<sup>廢</sup>事
- 一江<sup>江</sup>府<sup>府</sup>居<sup>居</sup>城<sup>城</sup>ハ<sup>ハ</sup>總<sup>總</sup>張<sup>張</sup>自<sup>自</sup>然<sup>然</sup>之<sup>之</sup>運<sup>運</sup>機<sup>機</sup>に<sup>に</sup>應<sup>應</sup>じ<sup>し</sup>附<sup>附</sup>庸<sup>庸</sup>列<sup>列</sup>面<sup>面</sup>圍<sup>圍</sup>之<sup>之</sup>山<sup>山</sup>海<sup>海</sup>有<sup>有</sup>便<sup>便</sup>土<sup>土</sup>地<sup>地</sup>豐<sup>豐</sup>饒<sup>饒</sup>也<sup>也</sup>仍<sup>仍</sup>而<sup>而</sup>爲<sup>爲</sup>子<sup>子</sup>孫<sup>孫</sup>本<sup>本</sup>城<sup>城</sup>附<sup>附</sup>庸<sup>庸</sup>ハ<sup>ハ</sup>小<sup>小</sup>田<sup>田</sup>原<sup>原</sup>川<sup>川</sup>越<sup>越</sup>岩<sup>岩</sup>附<sup>附</sup>高<sup>高</sup>崎<sup>崎</sup>忍<sup>忍</sup>前<sup>前</sup>橋<sup>橋</sup>關<sup>關</sup>宿<sup>宿</sup>在<sup>在</sup>倉<sup>倉</sup>古<sup>古</sup>河<sup>河</sup>宇<sup>宇</sup>都<sup>都</sup>宮<sup>宮</sup>下<sup>下</sup>館<sup>館</sup>空<sup>空</sup>間<sup>間</sup>烏<sup>烏</sup>山<sup>山</sup>結<sup>結</sup>城<sup>城</sup>小見<sup>見</sup>川<sup>川</sup>等<sup>等</sup>也<sup>也</sup>此<sup>此</sup>等<sup>等</sup>之<sup>之</sup>城<sup>城</sup>主<sup>主</sup>ハ<sup>ハ</sup>可<sup>可</sup>附<sup>附</sup>與<sup>與</sup>譜<sup>譜</sup>代<sup>代</sup>股<sup>股</sup>肱<sup>肱</sup>之<sup>之</sup>臣<sup>臣</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>附<sup>附</sup>與<sup>與</sup>外<sup>外</sup>臣<sup>臣</sup>事
- 一二<sup>二</sup>條<sup>條</sup>大<sup>大</sup>坂<sup>坂</sup>城<sup>城</sup>府<sup>府</sup>三<sup>三</sup>ヶ<sup>ヶ</sup>所<sup>所</sup>城<sup>城</sup>地<sup>地</sup>者<sup>者</sup>令<sup>令</sup>譜<sup>譜</sup>代<sup>代</sup>士<sup>士</sup>在<sup>在</sup>番<sup>番</sup>驗<sup>驗</sup>西<sup>西</sup>海<sup>海</sup>之<sup>之</sup>安<sup>安</sup>否<sup>否</sup>者<sup>者</sup>也<sup>也</sup>及<sup>及</sup>有<sup>有</sup>大<sup>大</sup>變<sup>變</sup>附<sup>附</sup>與<sup>與</sup>上<sup>上</sup>中<sup>中</sup>下<sup>下</sup>三<sup>三</sup>將<sup>將</sup>軍<sup>軍</sup>可<sup>可</sup>爲<sup>爲</sup>天<sup>天</sup>兵<sup>兵</sup>三<sup>三</sup>城<sup>城</sup>之<sup>之</sup>戍<sup>戍</sup>事
- 一用人<sup>用</sup>人<sup>人</sup>舉<sup>舉</sup>才<sup>才</sup>法<sup>法</sup>開<sup>開</sup>譜<sup>譜</sup>代<sup>代</sup>之<sup>之</sup>士<sup>士</sup>登<sup>登</sup>外<sup>外</sup>樣<sup>樣</sup>之<sup>之</sup>士<sup>士</sup>則<sup>則</sup>內<sup>內</sup>懷<sup>懷</sup>外<sup>外</sup>悔<sup>悔</sup>忠<sup>忠</sup>臣<sup>臣</sup>自<sup>自</sup>喪<sup>喪</sup>每<sup>每</sup>人<sup>人</sup>非<sup>非</sup>聖<sup>聖</sup>賢<sup>賢</sup>必<sup>必</sup>然<sup>然</sup>之<sup>之</sup>理<sup>理</sup>也<sup>也</sup>此<sup>此</sup>趣<sup>趣</sup>尤<sup>尤</sup>可<sup>可</sup>思<sup>思</sup>慮<sup>慮</sup>事
- 一常<sup>常</sup>尋<sup>尋</sup>勸<sup>勸</sup>如<sup>如</sup>我<sup>我</sup>條<sup>條</sup>目<sup>目</sup>不<sup>不</sup>背<sup>背</sup>則<sup>則</sup>雖<sup>雖</sup>遠<sup>遠</sup>賢<sup>賢</sup>才<sup>才</sup>地<sup>地</sup>可<sup>可</sup>以<sup>以</sup>無<sup>無</sup>大<sup>大</sup>過<sup>過</sup>事
- 一不<sup>不</sup>限<sup>限</sup>外<sup>外</sup>橫<sup>橫</sup>譜<sup>譜</sup>代<sup>代</sup>數<sup>數</sup>年<sup>年</sup>之<sup>之</sup>間<sup>間</sup>令<sup>令</sup>引<sup>引</sup>替<sup>替</sup>領<sup>領</sup>地<sup>地</sup>ハ<sup>ハ</sup>久<sup>久</sup>有<sup>有</sup>馴<sup>馴</sup>其<sup>其</sup>地<sup>地</sup>則<sup>則</sup>領<sup>領</sup>主<sup>主</sup>之<sup>之</sup>志<sup>志</sup>柔<sup>柔</sup>弱<sup>弱</sup>にして<sup>して</sup>自<sup>自</sup>恣<sup>恣</sup>私<sup>私</sup>欲<sup>欲</sup>竟<sup>竟</sup>至<sup>至</sup>若<sup>若</sup>其<sup>其</sup>民<sup>民</sup>故<sup>故</sup>也<sup>也</sup>易<sup>易</sup>地<sup>地</sup>し<sup>し</sup>ひ<sup>ひ</sup>る<sup>る</sup>事<sup>事</sup>ハ<sup>ハ</sup>可<sup>可</sup>作<sup>作</sup>不<sup>不</sup>依<sup>依</sup>其<sup>其</sup>行<sup>行</sup>跡<sup>跡</sup>事
- 一外<sup>外</sup>科<sup>科</sup>本<sup>本</sup>道<sup>道</sup>之<sup>之</sup>醫<sup>醫</sup>師<sup>師</sup>巫<sup>巫</sup>術<sup>術</sup>多<sup>多</sup>技<sup>技</sup>之<sup>之</sup>族<sup>族</sup>其<sup>其</sup>職<sup>職</sup>驗<sup>驗</sup>亦<sup>亦</sup>時<sup>時</sup>可<sup>可</sup>與<sup>與</sup>當<sup>當</sup>座<sup>座</sup>之<sup>之</sup>褒<sup>褒</sup>美<sup>美</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>高<sup>高</sup>祿<sup>祿</sup>厚<sup>厚</sup>職<sup>職</sup>則<sup>則</sup>其<sup>其</sup>子<sup>子</sup>孫<sup>孫</sup>必<sup>必</sup>解<sup>解</sup>其<sup>其</sup>業<sup>業</sup>也<sup>也</sup>最<sup>最</sup>難<sup>難</sup>仁<sup>仁</sup>術<sup>術</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>同<sup>同</sup>諸<sup>諸</sup>士<sup>士</sup>之<sup>之</sup>忠<sup>忠</sup>信<sup>信</sup>事
- 一本<sup>本</sup>朝<sup>朝</sup>ハ<sup>ハ</sup>神<sup>神</sup>武<sup>武</sup>顯<sup>顯</sup>明<sup>明</sup>之<sup>之</sup>地<sup>地</sup>な<sup>な</sup>れ<sup>れ</sup>ども<sup>も</sup>文<sup>文</sup>學<sup>學</sup>勞<sup>勞</sup>異<sup>異</sup>域<sup>域</sup>宜<sup>宜</sup>設<sup>設</sup>學<sup>學</sup>賢<sup>賢</sup>可<sup>可</sup>令<sup>令</sup>依<sup>依</sup>之<sup>之</sup>鳴<sup>鳴</sup>國<sup>國</sup>家<sup>家</sup>之<sup>之</sup>盛<sup>盛</sup>事
- 一每<sup>每</sup>月<sup>月</sup>一<sup>一</sup>點<sup>點</sup>檢<sup>檢</sup>決<sup>決</sup>斷<sup>斷</sup>所<sup>所</sup>之<sup>之</sup>奏<sup>奏</sup>狀<sup>狀</sup>於<sup>於</sup>有<sup>有</sup>不<sup>不</sup>審<sup>審</sup>ハ<sup>ハ</sup>尋<sup>尋</sup>問<sup>問</sup>當<sup>當</sup>役<sup>役</sup>之<sup>之</sup>人<sup>人</sup>可<sup>可</sup>相<sup>相</sup>改<sup>改</sup>奉<sup>奉</sup>行<sup>行</sup>賢<sup>賢</sup>否<sup>否</sup>事
- 一已<sup>已</sup>敵<sup>敵</sup>君<sup>君</sup>則<sup>則</sup>臣<sup>臣</sup>又<sup>又</sup>敬<sup>敬</sup>之<sup>之</sup>敬<sup>敬</sup>至<sup>至</sup>士<sup>士</sup>大夫<sup>夫</sup>下<sup>下</sup>賤<sup>賤</sup>次第<sup>第</sup>不<sup>不</sup>置<sup>置</sup>乃<sup>乃</sup>天<sup>天</sup>の<sup>の</sup>道<sup>道</sup>たる<sup>る</sup>事
- 一天<sup>天</sup>理<sup>理</sup>之<sup>之</sup>公<sup>公</sup>已<sup>已</sup>に<sup>に</sup>知<sup>知</sup>いと<sup>と</sup>い<sup>い</sup>へ<sup>へ</sup>き<sup>き</sup>事
- 一寺<sup>寺</sup>社<sup>社</sup>山<sup>山</sup>伏<sup>伏</sup>等<sup>等</sup>は<sup>は</sup>雖<sup>雖</sup>爲<sup>爲</sup>優<sup>優</sup>民<sup>民</sup>往<sup>往</sup>古<sup>古</sup>以<sup>以</sup>來<sup>來</sup>四<sup>四</sup>海<sup>海</sup>之<sup>之</sup>内<sup>内</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>無<sup>無</sup>者<sup>者</sup>也<sup>也</sup>或<sup>或</sup>繼<sup>繼</sup>席<sup>席</sup>或<sup>或</sup>位<sup>位</sup>階<sup>階</sup>等<sup>等</sup>において<sup>いて</sup>相<sup>相</sup>爭<sup>爭</sup>有<sup>有</sup>反<sup>反</sup>敵<sup>敵</sup>者<sup>者</sup>是<sup>是</sup>又<sup>又</sup>下<sup>下</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>例<sup>例</sup>也<sup>也</sup>仍<sup>仍</sup>立<sup>立</sup>規<sup>規</sup>條<sup>條</sup>決<sup>決</sup>斷<sup>斷</sup>所<sup>所</sup>へ<sup>へ</sup>指<sup>指</sup>出<sup>出</sup>之<sup>之</sup>令<sup>令</sup>評<sup>評</sup>定<sup>定</sup>之<sup>之</sup>然<sup>然</sup>共<sup>共</sup>於<sup>於</sup>勸<sup>勸</sup>勵<sup>勵</sup>所<sup>所</sup>者<sup>者</sup>不<sup>不</sup>可<sup>可</sup>任<sup>任</sup>私<sup>私</sup>意<sup>意</sup>事
- 一我<sup>我</sup>見<sup>見</sup>本<sup>本</sup>朝<sup>朝</sup>異<sup>異</sup>域<sup>域</sup>祖<sup>祖</sup>曾<sup>曾</sup>命<sup>命</sup>天<sup>天</sup>之<sup>之</sup>人<sup>人</sup>也<sup>也</sup>然<sup>然</sup>共<sup>共</sup>其<sup>其</sup>遠<sup>遠</sup>孫<sup>孫</sup>亦<sup>亦</sup>久<sup>久</sup>不<sup>不</sup>保<sup>保</sup>其<sup>其</sup>位<sup>位</sup>者<sup>者</sup>不<sup>不</sup>用<sup>用</sup>其<sup>其</sup>祖<sup>祖</sup>之<sup>之</sup>遺<sup>遺</sup>訓<sup>訓</sup>故<sup>故</sup>なり<sup>なり</sup>其<sup>其</sup>過<sup>過</sup>記<sup>記</sup>左
- 一清<sup>清</sup>和<sup>和</sup>源<sup>源</sup>姓<sup>姓</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>爲<sup>爲</sup>義<sup>義</sup>貞<sup>貞</sup>貞<sup>貞</sup>純<sup>純</sup>之<sup>之</sup>家<sup>家</sup>訓<sup>訓</sup>禮<sup>禮</sup>儀<sup>儀</sup>源<sup>源</sup>氏<sup>氏</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>義<sup>義</sup>憲<sup>憲</sup>失<sup>失</sup>惟<sup>惟</sup>基<sup>基</sup>之<sup>之</sup>嘉<sup>嘉</sup>驥<sup>驥</sup>宇<sup>宇</sup>多<sup>多</sup>源<sup>源</sup>氏<sup>氏</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>秀<sup>秀</sup>包<sup>包</sup>盛<sup>盛</sup>吉<sup>吉</sup>之<sup>之</sup>庭<sup>庭</sup>訓<sup>訓</sup>を<sup>を</sup>忘<sup>忘</sup>清<sup>清</sup>原<sup>原</sup>中<sup>中</sup>臣<sup>臣</sup>禰<sup>禰</sup>督<sup>督</sup>原<sup>原</sup>在<sup>在</sup>原<sup>原</sup>江<sup>江</sup>家<sup>家</sup>豐<sup>豐</sup>原<sup>原</sup>之<sup>之</sup>孫<sup>孫</sup>皆<sup>皆</sup>不<sup>不</sup>久<sup>久</sup>廢<sup>廢</sup>遠<sup>遠</sup>孫<sup>孫</sup>忘<sup>忘</sup>祖<sup>祖</sup>之<sup>之</sup>教<sup>教</sup>たり
- 一三<sup>三</sup>代<sup>代</sup>之<sup>之</sup>失<sup>失</sup>天<sup>天</sup>下<sup>下</sup>者<sup>者</sup>夏<sup>夏</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>樂<sup>樂</sup>忘<sup>忘</sup>禹<sup>禹</sup>王<sup>王</sup>制<sup>制</sup>教<sup>教</sup>殷<sup>殷</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>紂<sup>紂</sup>亂<sup>亂</sup>湯<sup>湯</sup>王<sup>王</sup>聖<sup>聖</sup>典<sup>典</sup>周<sup>周</sup>ハ<sup>ハ</sup>至<sup>至</sup>幽<sup>幽</sup>厲<sup>厲</sup>僂<sup>僂</sup>文<sup>文</sup>武<sup>武</sup>之<sup>之</sup>政<sup>政</sup>事<sup>事</sup>秦<sup>秦</sup>漢<sup>漢</sup>以<sup>以</sup>來<sup>來</sup>歷<sup>歷</sup>代<sup>代</sup>莫<sup>莫</sup>不<sup>不</sup>皆<sup>皆</sup>然<sup>然</sup>我<sup>我</sup>子<sup>子</sup>孫<sup>孫</sup>も<sup>も</sup>亦<sup>亦</sup>相<sup>相</sup>違<sup>違</sup>我<sup>我</sup>規<sup>規</sup>條<sup>條</sup>則<sup>則</sup>又<sup>又</sup>無<sup>無</sup>殊<sup>殊</sup>之<sup>之</sup>此<sup>此</sup>旨<sup>旨</sup>皆<sup>皆</sup>然<sup>然</sup>可<sup>可</sup>爲<sup>爲</sup>將<sup>將</sup>軍<sup>軍</sup>代<sup>代</sup>々<sup>々</sup>龜<sup>龜</sup>鑑<sup>鑑</sup>事



- 一君ハ不知民之憂民ハ不知君之患ハ惡政なしといふとも暴行自出國君好仁天下無敵といハ此理たるべき事
- 一大藤外様之國司は家風祖訓於當家所不與也然其破士之道大綱有損生民輩雖非叛逆可沒收爲亡國之繼是將軍家之職たる事
- 一肥州長崎は外域より着船之津也令股船之臣官領之撰譜代之諸士附之命鄰國大家爲警備可振本朝神武于萬國崎陽之外船之着津堅可禁止事
- 一異國來聘之禮應は如古格禮勝不可亂求可照本朝聖德神武事
- 一家首相將將軍宣賜之席諸侯述賀之日如前連勝令血印不背君臣之禮簿其身においても爲不肯我遺狀警辭互會盟不可忘失事
- 一萬國之審作威師帝位不德天下之不平皆歸將軍不肖德ハ共在一心貫賤不隔之地也爲上者誓不可遺失事
- 一我少年より不實金銀珠玉雕養以爲寶今自然至此職分學則職在其中金言と感意不廢可續我志事
- 一武家仕付方行跡之準繩本朝之禮式として後小松院御宇勅細川一色小笠原等之三家令製成尤又不可敗事
- 一勅使院使仙洞使内院使新院使副使皇后使東宮使親王家攝家清花八座九卿至迄對顔之作法如古記不可不禮事
- 一四民之外穢多哺噬警男盲女無告族古來憐之興活是仁政之始成ると知へき事
- 一遊妓白拍子治童夜發之輩一國城都及繁榮之地必有來者也人之行跡依之破る事多と雖堅禁止之則不義之大失日々起博奕酒狂淫奔の類ハ可爲大法事
- 一人運生質不同諸役申付之時試其質觀其志量其才可補其職職ハ不成雖用鍊鈍は小刀の代をなすす人も斯利と鈍と用は有時不明其理君臣離心不得一條たる事
- 一諸歌ハ音曲之本故始上古聖人五行之變化不能無聖人採之樂器を作り人民を和す樂は依中古盛行武門既之展聲情祝延太平可和萬民事
- 一舞樂之品一様ならず有天子之樂有諸侯之樂至士大夫及下位各不同品附心過不及之間可相行事
- 一凡有惡質者必有善質有善質者必有惡質採其善不可用其惡又舉其惡不可捨其善辨無聖朝藥物濫不可捨事
- 一三公九卿諸之面々蒙勅勘左遷之罪給ふ時命大藏國司可令處違流不可不禮罪刑法四民と不同事
- 一總而刑戮之多則上天子之不德下將軍之耻辱なりと知て深可思慮事
- 一從他家外機國司たりとも志伏當家者あらは悉繼其行跡衆議於攝譜代不妨事
- 一當家風儀祖右大將殿於他家不相關於譜代士至小祿小吏者老臣共より傳其組々之頭人次第而可申渡旨可申付事
- 一世に波稱大丈夫者能忍一字忍則制私欲也喜怒憂患悲恐驚之七種皆出于此不溺之則忍也我雖赤大丈夫持忍字久我子孫有慕我爲人五典九經之外可守忍事
- 一醫ハ過三世謂醫師士ハ經三代稱古臣君臣之間經三代譜代と稱す一朝にして言に非す天蓋地載君臣也於譜代士ハ輕々欺患すへからず
- 一吉凶福禍は可任天理自然必しも知計を廻らし願求て不可致事
- 一仁及天下則無隔内外尊卑日月所照如不阻淨穢聖人依之立法親疎之次第階級三綱八條確乎不可拔之規たり一人將天下則諸士皆爲臣四海を臣とするに非す他家當家外機原本之差有他家は皆依時之權柄者也譜代之士は由緒在當家其先祖一々忠

勳之士也所載記録明に可見其親愛越他家他家不憤者由本其本也乃天理也將之法也土之道也仁之術也志懈之者非我子孫事

一四海征伐之權ハ勅許將軍家謂總追補使將軍所令天下之大法也然其國其郡有國風關東之風儀難用既西南北も皆然任上古之例相改間敷事

一法者有政理ハ無敗法故聖人極衆理立法決斷政道告所無之時ハ迷事有則破理可以法必法を破るに理を以すへからざる事

一我所建之條々ハ治國平天下之大綱則將軍之職分也具至遺訓我子孫山峯海墨不能盡之唯我志をうつして爲一卷付屬雖我百年之後照此條目觀志子孫違背之者有之不當將軍之器非我子孫

右之條々我子孫及老臣之外不許披見叨令他見覺我胸次勿令奉我老婆之嘲至囑至

編

この徳川成憲百箇条は三位一体政策の対象たる(一)国体論、(二)公武合体論、(三)徳川家康の仏教尊崇論を三本柱とする徳川幕府の憲法(純粹封建制)を体系化している。しかし、この百箇条は家康の七十六歳の人生体験の苦しさ、悲しさそして辛さの中から最高の統治方法、政治形態、そして国民の安心、幸福等に立脚する憲政体系を骨子とする。

他方、この百箇条は(一)禁裏論、(二)幕府の政治体制、(三)寺社との共同政策論を描いているが、しかしこれらの混沌とした全体像を益楯とした形で構想するため、理解への困難さを極めることとなる。それゆえ、ここでは三位一体政策に関連する所から(一)禁裏論、(二)幕府と將軍と国体論、そして(三)仏教の尊崇と仏教政策論を取り上げる。なお、百箇条の条数は一から百まで順番に付け、この付けた条数を取りあげることとする。また、百箇条は二通あり、それぞれ「正」と「副」とする。それゆえ、「正」は全文(百箇条) 揭示し、「副」と比較する。

III—A—2 「徳川成憲百箇条」「正」・「副」文章の比較と

三位一体政策構想

III—1—A—(1) 「徳川成憲百箇条」の「正」・「副」文章の比較

ここでは本論に入る前に「徳川成憲百箇条」「正」・「副」文章を比較し、それぞれの文章の特徴とその内容を明らかにする。その上で、本論である徳川家康の三位一体構想を明らかにしたい。

徳川家康の「徳川成憲百箇条」は三位一体政策の(1)国体論(禁裏論・公武合体論)を「正」・「副」毎に区分すると、「正」の文章は次の二十一ヶ条となる。

III—1—A—(2) 国体論(禁裏論・公武合体論)「正」の二十一ヶ条

- (1) 一先避己所好専可務己所嫌事
- (2) 一我少時ハ征伐敵國父祖之讎を報とする願而已なりき逢西譽之教教民安國の心とし天理なる事を知てより一途に今日にいたる子孫永く此志を續へし於致違背ハ我子孫にあらす民ハ國の本たる事を能ころろへき事
- (3) 一謡歌音曲ハ羽林の所業にあらざれども時として戀情を専暢盛に太平を賀するの和樂也年月序節に及て又不可廢事本編第八十
- (4) 一郡國公私自他所領之高文職元年大河内淺野ハ割付候通記録せしめ禁裏之總政所へ注進す林野山川皆高之内也應所領之高公軍役可申付事
- (5) 一男女居室人之大倫也拾六歳以上獨居すへからす求媒灼而可結婚姻之禮然共不可娶同姓撰家筋血筋可結縁子孫相續する時ハ各先祖之開類人人天理之本也此旨不失可申渡事
- (6) 一無實子者豫養子して家督を固むへし但當人拾五歳以下者養子の例なし官家ハ東宮と稱し將軍ハ儲公と呼諸侯ハ世子と名付士大夫已下ハ養子といふ無實子無養子して相果る者ハ親疎に拘はらず沒收すへし天下ハ天下の天下にして一人の天

下に歸らざるの理皆聖賢の道也然共當人幼少たる共存命之内於養子願者長年の者たり共相續申付不苦事

(7) 一山川海濱等之諸運上金滯に是を用ゆへからす皆可當禁裏之用費事本編第七十

(8) 一自古以水魚喻君臣之和合如此ならん事ハ又かたからす己所不欲又勿施人の金言大慈不忘の下其徳に化せられ只臣而已にあらす萬國水の下れるかごとく成事

(9) 一自他受身神國者儒釋仙道等の外國之教を以先之專之則暫聞我主人忠を他人之主へ屬むか必しも不可好用又強而廢すへからざる事

(10) 一出軍將兵之術無他在人君之平生常人ハ如器而不備衆體也凡器之爲用錘ハ不足鑿之用錘ハ不爲鑿之用人之爲用も亦同之智者用智勇者用勇仁者用仁強者用強弱者用弱隨其能可用之然ると愚弱者不爲強者之用猶錘之不足鑿之用而捨之此意乃五常之端也察此理與不察在將之賢愚顧此理而使人用兵者群臣合體上下相憐不戰而天下自然平治不難取勝於其平生も可爲若斯事本編第七十

(11) 一武威充溢雖已無驕奢自然輕賈詐而懈其慎自古皆然失神國之本漲私欲之源其害不輕必蒙天誅事

(12) 一親王家官方攝天子奉尊崇丞相則闕之公卿等相續而不違古法致無禮之働繼末之振辨仕間敷事

(13) 一五家實禮之士由緒職記録通鄰國之好以交際すへし風俗格式等ハ當家の關る所にあらす然共其内有莫上傷民之逆政ハ速に責董すへし是征夷將軍家の職分也須臾猶豫すへからざる事本編第七十

(14) 一羽林家任征夷大將軍職者鎌倉殿以來辱天子自授三挺之斧鉞肘後之印許三戈作ガ之號令給ふ此職神祇官ニ均し上下出勤之士ハ專避肉練死亡之汗穢古法のことく可相守相慎事

(15) 一凡事及穿鑿之時以公武之威則天壤之間夷秋戎蠻之遺草之根土之下ニ至迄明白たらずと云事なく難深ハ只人之心緒而已鎌倉殿用大唐啗卓之例被照鑑下賤心城下の街衢に掛金銀或ハ制札に記褒美之次第今縱用之共不足照土以上の胸心事

(16) 一五穀不熟ハ天子政道之不明也國家多刑戮ハ將軍武徳之不肖也知て事ハ皆我身不可令忘慢事本編第七十

(17) 一禁裏仙洞之崩御后妃官方之薨去ハ天下之誼關國家之大變也上古ハ四海遇密八音正朔五節支渚嘉定等之祝幣も最可穩便相續而丞相三公將軍及政道之當役人凡有與則以目限而分之鳴物一切可令停止事

(18) 一天子踐祚及大嘗會興行之用費ハ當家當役たり萬般不可略吝事

(19) 一居萬乘帝位視庶民如保赤子當家天下を率るも又尚如斯なるへし號之仁といへり此仁中別五倫貴賤之差等我物之分諸代外横之親疎是天理當然の政道也非最原偏頗私意舌筆を以符すへからす於此親疎之間深潛心可自知事本編第七十

- (20) 一我從居此職損益源家歷代之古格して雖立敷箇條之法度述而不作之意にして全非我意之新規體之爲難繼雖不中遠からず總而政道ハ巨細にかゝはらず温故可取行不違枚舉事
- (21) 一右所諭之件々子孫宜しく體々を悉すへし譜代老臣之外猥に不可許他見縁之驥我胸臆之分限也勿令我後世引老婆心之嘲至嗚々々本編卷十

III—1—A—(3) 国体論（禁裏論・公武合体論）「副」の

八ヶ条

- (1) 一凡治國家之法全避己所好專可務己所嫌事（一）
- (2) 一仁者文にして義者武なり古今聖賢大綱交考て可研究事（二）
- (3) 一將軍家武威ニほこる時ハ必王位をないかしろにす是以道にあらす勅使院使仙洞使副使上下之節君臣之禮義を亂さす喜泰して奪走せしめ總而平日王城警固之志懈る間敷事
- (4) 一清和源氏貞純親王より幾許代々家康淳和睦學兩院別當源氏長者征夷大將軍正二位左大臣相國と天子之御記録にざるされ御寶藏に被納者よ（三）武の天理に叶ひ地主に奉せられたる也代々將軍職之宣下ハ御宸筆と知るへき事
- (5) 一海陸諸國通用海道人馬宿次委令吟味往來之者不及難儀様ニ役人へ可申付事（四）
- (6) 一天下之大綱ハ國々庄園ニ高札を立下民にまらしむ高札之外天下之爲に注進に出る族あらの其品に隨て褒美すへき事（五）
- (7) 一人民之類訴訟理明白ならしめんか爲評定決斷所を立て役人差添候若役人之不行跡にて下民之訴訟上へ不通達成事相聞候ハ上より詮議を盡し役人を糺明せしむへき事（六）
- (8) 一天下を治る者ハ人にやしなはる人をやしなふ者ハ人に治めらる天下の通儀也ど是古賢の語なり然る時ハ上ハ天子を敬ひ下ハ農民を大切に可存事（七）

以上「正」・「副」の資料を揚げたが、文章上の相違は「正」の二十

一箇条に対し、「副」の8条という大きな相違を示している。この「正」と「副」の箇条の相違は何を意味しているのであろうか。この間に対する答えは「正」と「副」に対する徳川家康の精神的成長と天下統一に基づく公武合体論を新しい国体論として天海、秀忠等と共に確立しようとする点にあると思われる。すなわち、徳川家康は戦国武士から征夷大將軍への成長によって全国統一を武威一辺倒から仁の儒教思想、或いは天皇との共同統治（公武合体論）へ転換しようとする。すなわち、家康は三十八条で「將軍家武威ニほこる時ハ必王位をないかしろにす 是以道にあらす」と統治政策を武威から「上下之節君臣之禮義を亂さす」と君主（≡天皇）と臣（將軍）との禮義を亂さすの公武合体論を統治形態にしようとするのである。次に取りあげるのは徳川幕府の統治条項であり、「正」は十三ヶ条から成る。他方の「副」は三十一ヶ条となり、圧倒的な多さである。

III—2—A—(1) 幕府と將軍の統治論—「正」の十三箇条

- (1) 一於謀孤獨寡ハ尤可加衛是仁政の基たる事（一）本編無此條以下如
- (2) 一代に世續なきときに井伊本多柳原酒井等の老臣を會合せしめ不依縁之遠近其器に當る者を撰て相評相議可相定事（二）本編同首三
- (3) 一征夷將軍宣下之式法ハ鎌倉殿を以則とす日本國知行之總高凡貳千八百拾九萬石之内貳千萬石令配當忠勤之大小名八百拾九萬石之處知行之可備禁裏之警衛撫四夷事（三）本編同首十
- (4) 一武家諸法度之條々ハ古例に準すといへども時の宜に隨て損益すへき事（四）本編同首八
- (5) 一播州大坂落城以前より隨從我の土を譜代とす落城已後歸伏する土を外様とす外様ハ拾六家譜代八千貳拾三騎外に同門の土拾八家賓禮之十五家此差別をわきまへて行事一様にすへからざる事（五）本編同首四及
- (6) 一總而譜代の土多しといへども我故家三河以來の者を記す板倉島居大久保戸田土屋本多小笠原秋元柳原酒井石川久世阿部加藤等也此者共之子孫器重備れる者なる（六）

らんで將軍家の政務を司らまて老臣と稱すへし外様の内たどひ徳越兼とも當此任申聞敷事故家ノ日本編第六十五條

(7) 評定決断所の奉行人の政道の確固なり是にあつる者ハ委撰人品清潔仁愛成者可申付一月に一度宛不時に自出聞評定之理非可裁断申事本編第六十條

(8) 表裏の役人位階の高下やもすれハ争不能無定則今茲に記す大老臣大留守居大老中京都諸司大坂城代駿河兩藩若年寄側用人高家奏者寺社奉行與年寄西九留守居大目交代寄合平寄合勘定奉行町奉行大奥扈從頭中奥小姓書院番頭大番頭親番頭兩納戸頭桐之問詰番頭之問詰番頭之問役人使番三九九記録所役人表目付天守寶藏番旗奉行刀番持弓頭持筒先驅頭鑓奉行具足奉行願別當船手頭賄頭備官醫師外傳普請奉行軍寄奉行道頭頭座敷番火之元番頭徒目付頭小人頭伊賀組頭黒鐵頭丁子方頭此等を總頭とす未々の小役付ハ其筋に隨て頭人是を支配すへし但萬石以上老臣の不知をうくへし萬石以下ハ若年寄の支配たるへし總棟梁ハ大老臣たるへき事

(9) 一諸國郡庄村里賤民之内其村其里に必古來由緒の者あり是を舉て役儀に申付へし遠來の氓民の族ハ舉て用ゆへからず此旨代官所ハ勿論國司領主城主地頭以下へ可申渡事本編第六十條

(10) 一役付之外譜代外様之大小名其半を分て參勤交代せしめ交代之者ハ休息の序に國民の盛衰を巡檢なさしめ參勤の者にハ城下外郭の固或は破損普請手傳火災防消の諸役に宛へし全非我家之私用禁裡警衛ハ將軍職たる故なり

(11) 一賞賞賜善之方ハ賜監親言寄職官位職役等也刑惡懲創之品ハ墨劄逐流鑑因巢礮火斬等也亂明其功之多寡其科之輕重して可行之此旨決断所へ差出すといへ共尙又入念可申付牛跡益煎等之嚴科ハ又將軍家之不及處也本編第六十條

(12) 一鶴鷹狩ハ前人是を制すといへ共非遠適無益之殺生諸疾符徴して獲を天子に奉る異域本朝武林之古格也士卒馴弓馬太平不忘亂世の意趣是亦不可欠事本編第六十條

(13) 一萬石に五騎萬石に五拾騎五萬石に貳百五拾騎拾萬石に五百騎貳拾萬石に千騎是一軍とす騎馬三千を以三軍の備とす上將是を率へし二軍を率ると中將とす一軍を率ると下將とす其外の小件ハ所載記録著し本編第六十條

III—2—A—(2) 幕府と將軍の統治論—副—の三十一箇条

(1) 一陪臣者たどへ高祿たり共直臣に對して儀式嘉門一編に同然たるへからざる事本編第六十條

(2) 一凡事をばからん時侍所之別當社稷之臣にゆたぬて吟味明白之後可申付事本編第六十條

(3) 一從是將來古例之ことく取行事も不可爲新規之作法事本編第六十條

(4) 一我旗本之有國之士臣八十三騎譜代之士大小總而八千貳拾三騎別に記す日本石高貳千八百拾九萬石之内貳千萬石令配當諸國司八百拾九萬石者將軍家之用費と知るへき事本編第六十條

(6) 一感從近臣出頭人或ハ部屋子妻妾等の縁戚を以大臣之威を凌かまむへからず國家之變多くは自是始る可愼之專一なり

(7) 一一世に代續なき時ハ井伊本多柳原酒井等の時の大老臣に委く相評し相讓して可相定事本編第六十條

(8) 一城内同役相番之者共座敷詰番同座之者列座之高下争へからず官位ハ勿論職高を以上座可相究事本編第六十條

(9) 一長柄弓鏡他等ハ武具にかかり候役人下目付を以月に五六度相改不可令寬意事

(10) 一能離子鹿野射線等ハ盤上或ハ鞠小弓の遊と同じからず武官に關へからざる者也本編第六十條

(11) 一農民田地新發願出候ハ役人共吟味之上可申付候是ハ右大將軍之例に隨ひ今條に殘し置候事本編第六十條

(12) 一人民訴訟之儀尤決断所有之といへ共時之役人之器量により明白ならざる事有式日を立評定奉行役人等の曲直を可整事本編第六十九條

(13) 一農民田畑家屋敷境論又者用水惡水耕作地及爭論之節國主領主の知る所にあらざといへ共訴出るにおいてハ逐一可令吟味疎末に仕間敷事

(14) 一謀書謀刺之人者礙罪橫領人同斷主殺人者從類を正し不殘可行斬罪事本編第六十條

(15) 一總而武家諸法度之儀者決断所へ差出候通ニ可任事本編第六十條

(16) 一墨劄刑官大辟五ヶの内其科に依て可行之定法をこゆへからざる事本編第六十條

(17) 一將軍家之嘉門一編者其格式小職と云共一國一城と同然たるへき事本編第六十條

か(22) 一凶年にて五穀みのらざる時ハ人民苦しむ巡檢使を以目の及程ハ年貢可加用捨事

か(23) 一井伊本多柳原兩家之酒井阿部金森土屋板倉大久保真田加藤秋元片桐中根石貝伊

澤島居久留島小笠原池田豊島等當家之譜代也此等カ曹においてハ其心得可有事

ハ一凡政務を司らしむる人を擇ハ古今不異就中當家譜代の侍ならずんハ申付間敷事

ハ一他領私領に限らず子の年午の年に相嘗候ハ巡檢使を差出民家之安否國家之盛

衰を試て可有賞罰事也

ハ一右大將殿以來古例不殘別に決斷所へ差出器量ある年寄共に任せ可申事

ハ一諸國村々在々一様の民百姓といへども其所において或ハ役付或ハ其所ニ付由緒

有者其差可相心得旨領主々々江可申渡事

ハ一四民共に其職分々々を相守相應成行跡たるへし其職分稼業より不相應成儀有之

時ハ上より之を戒むへし僧坊四民の外なれ共不相應之働あらいたく是を誠む

ハ一士ニハ直臣倍臣之差別あれども農民以下其隔なく天下之民たるへき事

ハ一上來記遺數條之趣よりハ無怠慢及披見如斯に意得る時ハ治國平天下の方不出

此中武官羽林士の分上におゐて不愼聖賢君子之人差からずんハ我子孫にあらす

至囑々々

「正」と「副」の箇条を見ると、「正」の箇条は十三箇条に對して、「副」の箇条は三十一箇条と約二・四倍弱であり、「副」の箇条の多さに注目すべきである。

「正」の十三箇条が主要に江戸幕府の統治を内閣に當る評定所（決斷所）を構成する譜代大名の役割の大きさを強調し、さらに武士の訓練と石高の軍役による出兵割当制を強調する。他方、「副」の三十一ヶ条は(一)譜代大名の役職と、石高による動員兵数割当の定め、評定衆の内閣制と幕府行政役職を中心にする行政政策の推進、(二)全国への巡檢使の定期的派遣による重農主義政策の推進と徹底化、(三)士農工商の身分制の確立による身分制の發展と天下の民とし

ての位置づけ、(四)民の訴訟を受け付ける司法組織の確立、(五)民の統治、年貢の徴集を担う地方由緒ある豪農・村役人出身の代官任命による全国統治の末端村落迄の行政支配の確立を意図する広範な統治方法の定めを条文化している。

このように、「正」の狭い行政と譜代大名による幕府の統治と官僚支配に對し、「副」の三十一箇条は既に二百六十年の長期政權の礎となる武家官僚支配体制の確立を意図する家康の国体論構想を表すのである。

かくて、徳川家康は、「副」の三十一箇条を通して全国統治構想の全体像を定め、戦国武士から征夷大將軍としての大統領兼首相としての二重の地位から全国統治論に長期政權の礎の定めをこの三十一箇条の中において明らかにする。その意味で、この三十一箇条の「副」文章は重要な憲政内容となる点に注目すべきである。「副」の箇条を「正」と比較し、その重要性を抽出することは歴史分析において重要な意義となる。

かくて、次に問題とするのは三位一体政策の寺社政策であり、家康の寺社を通しての仏教信仰は国民の信仰と共有し、国民統治へ昇華することである。したがって、家康は大衆の仏教信仰を政治理念として共有し、国民心理の中に平和と安心を国恩として確立しようとするのである。

### Ⅲ—3—A—(1) 寺社政策と家康の仏教信仰論

家康の寺社への尊崇と仏教政策を検討する場合、「正」の七箇条に對して「副」の九箇条となり、「正」の七箇条を検討材料とすること、家康の仏教帰依とその尊崇から仏教政策が明らかにされる。

さらに、家康の信仰心への心の尊崇を知ることには(一)社政政策の根拠を理解するために、第二に公武合体論の、さらに天皇と將軍による共同支配Ⅱ国体論の推進のためにも不可欠な要素となる。これら二点の問題を解明するための不可欠な資料となるのは「副」に対する「正」の条文である。つまり、家康は亡くなる時に、権現として祭られ、葬式を神道形式で行うことを遺言するのも「正」の箇条の中に込められているのではないかと考えるからである。

第一の問題は徳川家の宗門を高野山「浄土宗」にするべきことを定める。その根拠とするところは「正」と「副」とで説明の濃淡の違いを次のように現わしていることに由るのである。

Ⅲ—3—A—(2) 「徳川成憲百箇条」「正」の七箇条

(1) 尊崇神祇孫磨心身生涯不可怠事

(2) 西郭紅葉山ハ勸請貞純親王以下累代源氏之武將爲鎮護城内之宗廟末代崇敬して祭典不可懈事

(3) 徳我一代之職場始終八九十合なるへし出萬死得一生者十八个度都而厭離欣求の法文を帯して得免故今開闢東十八檀林謝之子孫永々可爲浄土宗門事本編第四十八卷

(4) 武府城東之叡山ハ我又蒙古大師之加護寧無謝之乎恭請一品法親王天台之座主奉新願惡仇降國寧靜以備三城之守者也十九上條若爲戒狄被殺給不時ハ

(5) 親王を寶祚ニ即ち奉り將軍補弼之可致征伐事一本此條者也以上條冠以下

(6) 有來宗門邪宗之外上下同可任其意總而宗論ハ古來天下之不可也堅可令停止事天元元年

(7) 寺院山門建立之事我開檀林之時天台座主より被難詰之其文曰我山者當天之中央三台屋之下先帝移異朝帝都之守護天台山門永成本朝玉城之守依之號山門者日本國內唯我山耳也將軍別建山門者其例如何當此時我對之無辭漸以安置今上皇帝萬歳之壽位答之於是六十餘州之寺院を相改一置山門者七拾三箇所也記其員數文祿二年四月十一日贈天台山將來知此例而恣成手始仕間敷事

「正」の七箇条に対して「副」の九箇条は短文から成り、「正」の七箇条に含まれる家康の心のうち、或いは動機の確信に達していないように思われる。

Ⅲ—3—A—(3) 「徳川成憲百箇条」「副」の九箇条

(1) 觀希寺社可尊崇神祇事是國家泰昌之基也

(2) 我一生之急難十八度淨家之旗の文に依て生を全ふする事を得たり是を以て我子孫累代浄土宗門と知るへし開東十八个所檀林鼎建之條ハ是を以てなり本編第四十八卷

(3) 朱印下置候寺院繼席之儀願出るにおいてハ其院之古例に準すへき事

(4) 僧俗差別之品祈願菩提之儀尤天下に定法なし其人々の可爲志次第事

(5) 國主城主之外諸士番頭物頭弓馬ハ勿論武藝において無懈怠組付歩士迄相磨せ候條可申付是武之職分也

(6) 天下ハ天下の天下にして一人の天下に非ずといふハ古賢の語也此言葉平生無油斷可心懸事

(7) 寺院山門之事比叡山一箇所の條に承る今度相改候處六十餘州に七十二箇所に極り其趣庄司ハ相斷記録に留候事本編第八十卷

(8) 當家ハ三社神宮の加被に依て今日に至る武臣ニおいて專一に尊崇すへき事

(9) 遠國下賤の民といふ共忠孝の譽天理に叶以上に達する事ある時ハ役人に申付加役をゆるし一生生涯ハ扶持米等相應に可寛行事

「正」と「副」の資料はそれぞれ長短を有し、相互補充の役割をしているが、家康の心の奥にある動機と信条とを重視するならば、ここでは「正」の七箇条を中心に分析することとする。

家康が戦国大名として生涯において戦場で合戦したのは「正」の第二条に依れば、「八九十合」となり、その内生死の危機に曝したのは十八度となる。生き長らえたのは「厭離欣求」の法文帯を身に

つけて仏に守られていたからであると家康は悟り、子孫代々高野山

浄土宗に帰依することを定める。死を免れたのは仏の信仰とその救いに由るものと悟る家康は第一条の江戸城西部紅葉山に宗廟を作り、「末代崇敬して祭」ることを決める。戦国武士が仏僧として戦場で戦う代表は武田信玄と上杉謙信の戦いであるが、徳川家康も高野山浄土宗門徒の立場で戦場に臨むのである。

こうした仏教徒として家康は天皇との共同支配する国体論（公武合体論）の形成を第四条において明らかにし、もし「戎狄」が日本を襲うなら、親王を天皇に就任させ、天皇を輔弼して征伐すること、將軍の役割を果す、と家康は天皇（主）―將軍（臣）との公武合体論＝国体論を次のように説く。

「禁廷若為二戎狄一被襲給ふ時ハ親王を賓祚二即け奉り將軍補弼之ニ可レ致三征伐事一」

家康は本朝王城之守りである天台山門に対して国家鎮護の為に七拾三箇所（七十三箇所）の山門を全国に建立し、仏教の寺社と共に全国を共同支配する立場に立ち、幕府と寺社の共同支配を定める。

#### IV-1 「徳川成憲百箇条」から「武家諸法度」への発達

徳川家康、秀忠そして天海は徳川幕府の統一政権へ発達するために、関ヶ原の戦いで勝利し、西軍の大將石田三成を破る。次に、大坂城の濠を埋め、大坂城への最終戦争を準備するが、大坂城合戦は慶長十九年（一六一四）八月三日方広寺大仏鐘銘の文を巡って生じる。すなわち、その鐘銘は「国家安康」の四字から成り、徳川家康調伏の文として解釈される。この文は東福寺清韓の書いたもので

あった。

元治元年（一六一五）夏の陣において五月六日井伊直孝は木村重成を討ち取る。翌七日、真田信仍は豊臣秀頼を先頭に徳川軍と決戦を画策するが、秀頼は大坂城に籠り、戦場に出馬せず大坂城の落城となる。豊臣秀頼は母淀殿と共に城の中に逃げ込み、井伊直孝、本多正純、阿部正次の軍に攻め込まれ、火中の中で死ぬのであった。六月四日、井伊直孝は五万石を加増され二十万石の譜代大名となる。七月一日、伏見城において家康、秀忠は勝利の宴を開き、次の「武家諸法度」十三条を制定する。

#### 武家諸法度

- 一、文武弓馬之道、專可相嗜事、  
左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要極也、号兵為凶器、不得已而用之、治不忘乱、何不勵修練乎、
- 一、可制群飲佚遊事、  
令条所載、嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡国之基也、
- 一、背法度、不可隱置於國々事、  
法是礼節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、
- 一、國々大名小名並諸給人、各相抱士卒、有為叛逆殺害人告者、速可追出事、  
夫挾野心之者、為覆國家之利器、絶人民之鋒劍、豈足允容乎、
- 一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事、  
凡因國、其風是異、或以自國之密事、告他國、或以他國之密事、告自國、候媚之萌也、
- 一、諸國居城、雖為修補、必不可言上、况新儀之構營、堅令停止事、  
城過百雉、國之害也、峻巖凌隴、大乱之本也、
- 一、於隣國、企新儀、結徒党者、有之者、早可致言上事、  
人皆有党、亦少違者、是以或不順君父、乍進于隣里、不守旧制、何企新儀乎、
- 一、私不可締婚姻事、  
夫婚合者、陰陽和同之道也、不可容易、易睨曰、匪寇婚媾、志捋通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無饑民也、以縁成党、是發謀之本也、

一、諸大名参勤作法之事、

続日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡千騎以上不得集行、云々、然則不可引卒多勢、百万石以上、不可過二千騎、十万石以下、可為其相応、蓋公役之時者、可隨其分限事、

一、衣裳之品、不可混雜事、

君臣上下、可為各別、白綾白小袖、紫袷、紫裡、練無文小袖、無御免衆、眾不可有着用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非古法制焉、

一、雜人恣不可乘輿事、

古來依其人、無御免乘家有之、御免以後乘家有之、然近來公家郎諸卒乘輿、誠濫也、於向後者、国大名以下、一門之塵々者、不及御免可乘、其外昵近之家、並區險兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後、可乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可為越度、但公家門跡並諸出家之衆者非制限、

一、諸国諸侍、可被用檢約事、

富者弥誇、貧者恥不及、俗之潤弊、無甚於此、所令嚴制也、

一、国主、可撰政務之器用事、

凡治国道在得人、明察功過、賞罰必當、国有善人則其国弥殷、国無善人則其国必亡、是先哲之明誠也、

右可相守此旨者也、

慶長二十年卯七月 日

〔徳川十五代史〕第一卷239—240頁

既に述べたところの「徳川成憲百箇条」は「正」と「副」の百箇条の内、「副」の百箇条において徳川幕府の行政、司法、刑法そして憲法の各条項の定めている点を明らかにした。この「武家諸法度」は古法或いは家格の伝統的世襲制の継承とその確立から武士身分の上下関係の確立及び家風の継続性を徳川幕府の行政・憲政の定めとする。さらに、身分の上下関係、家格の固定性とその継続性は徒党を組み、或いは下剋上を興すのを未然に防ぎ、長期政権への安定性と強靱性の礎いしずえにするのである。そして武家としての嗜みたしなは「文武弓馬之道」を職業軍人として励むことを武家の本分と位置づ

け、第一条に定める。また、城の新築を禁止し、結婚の私ひそかは御法度であり、幕府への届けとその承認が求められる。次に、参勤交代制は幕府への忠誠と恩義への奉仕義務として見なされ、下剋上への防止策とされる。譜代大名の中から政務の器用人を選び、評定所を運営させることは幕府の長期政権の礎いしずえとして不可欠な行政の定めとするのである。したがって、武家諸法度は家康の「徳川成憲百箇条」のうち、武家政権の礎いしずえとなる定めが家康、秀忠、天海等によって選択され、「武家諸法度」として独立の法律に纏められ、体系化されることになるのである。

IV—2 「徳川成憲百箇条」から「禁中並公家諸法度」への発達

—— 寺社政策との関連を中心に ——

「武家諸法度」が制定された七月一日から七月十七日に、徳川秀忠は「禁中並公家諸法度」十七条を次のように制定する。

禁中並公家中御法度

- 1条、天子諸聖能之事、第一御学問也、不学則不明古道、而能致太平者未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之也、貞觀政要明文也、寬平遺教、雖<sub>レ</sub>不究<sub>レ</sub>經史、可<sub>レ</sub>誦習群書治要、云々、和歌自<sub>レ</sub>光孝天皇未<sub>レ</sub>絶、雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>綺語、我國習俗也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>棄置、云々、所<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>禁秘抄、御習字專要候事、
- 2条、三公之下親王、其故者、右大臣不比等着<sub>レ</sub>舍人親王之上、殊舍人親王仲野親王贈太政大臣、穗積親王准<sub>レ</sub>右大臣、是皆一品親王以後、被<sub>レ</sub>贈<sub>レ</sub>大臣時、三公之下可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>勿論歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之内者、雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>親王之上、辞表之後者、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>次座、其次詳親王、但儲君者各別、前官大臣閑白職再任之時者、攝家之内可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>位次事、
- 3条、清化之大臣辞表之後、坐位可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>諸親王之次座事、
- 4条、雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>攝家、無<sub>レ</sub>其器用者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任三公撰閑、況其外乎、
- 5条、器用之御仁妹、雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>老年、三公撰閑不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>辞表、但雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>辞表、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>再任事、
- 6条、養子者連綿、但可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用同姓、女縁其家督相統、古今一切無<sub>レ</sub>之事、
- 7条、武家之官位者、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公家当官之外事、



8条、改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但重而於習礼相熟者、可爲本朝先規之事、

9条、天子礼服、大袖小袖裳、御紋十二家、諸臣礼服各別、御袍麁麗、青色、帛生氣御袍、或御引直衣、御小直衣等之事、仙洞御袍赤色襖、或紺御衣、大臣袍襖、異文小直衣、親王（注）、練小直衣、公卿着禁色雜袍、雖殿上人、大臣息或孫、聽着禁色雜袍、貫首五位藏人、（注）、着禁色、至極屬、着麁麗袍、是中、御服之儀也、晴之時、雖下屬着之、（注）、位以上、五位耕地下赤衣、六位深緑、七位淺緑、八位深緑、初位淺縹、袍之紋、唐草輪無、以家々旧例着用之、任視以後異文也、直衣、公卿禁色、直衣始、或拜領家々、任先規着用之、殿上人、直衣、羽林家之外、不着之、雖殿上人、大臣息又孫着禁色、直衣、布衣、直垂、隨所用也、小袖、公卿衣冠之時着綾、殿上人、不着綾、練貫、羽林家三十六歳迄着之、此外不着之、紅梅十六歳三月迄、諸家着之、此外平絹也、冠、十六未滿透額、帷子、公卿從孺子、殿上人從四月酉加茂祭、着用普通之事、

10条、諸家昇進之次第、其家々守旧例、可申上、但學問、有職、歌道令、勳学、其外於積奉公勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道眞備、雖爲從八位下、依有才智、

11条、閑白、伝奏、並奉行職事等、申渡義、堂上地下輩、於相背者、可爲流罪事、

12条、罪之輕重、可被相守名例律事、

13条、撰家門跡可爲親王門跡之次坐、撰家三公之時、雖爲親王之上、前官大臣次坐相定上者、可准之、但皇子雖枝之外門跡者、親王宣下有間敷也、門跡之室之位者可依其仁、

14条、僧正、大正權、門跡、院家可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王大臣之師範者、各別之事、

15条、門跡者、僧都（大正少權）法印任叙之事、院家者僧都、大正少權、律師法印法眼任、先例、任叙勿論、但平人者、本寺推挙之上、猶以相撰器用、可申沙汰事、

16条、紫衣之寺、住持職、先規希有之事也、近年狼勅許之事、且乱藤次、且汚官寺、甚不可、然、於向後者、撰其器用、戒厲相積、有智者聞者、入院之義、可有申沙汰事、

17条、上人号之事、碩学之輩者、爲本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勅許、但其仁、

之者、弘法修行、及二十七年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、狼競望之義、於有、

右可被相守此旨、者也、

慶長二十乙卯年七月 日

昭 秀  
忠 康  
判 判

「禁中並公家諸法度」十七條は既に「徳川成憲百箇条」及び「武家諸法度」の流れを組入れ、十七箇条の内、前半部分を禁裏の身分上下関係の席順を定め、後半部分は寺社政策の中心課題である親王及び撰閑家の僧侶への門跡の身分序列と器用な僧の出世序列の規則への定めから成っている。

「武家諸法度」の「武」に対して「禁中並公家諸法度」は「文」の器用と古典、とりわけ和歌、国文への嗜みを求めている。それゆえ、国体は幕府の武と禁裏の文の習合による「文武」共同体、即ち「天皇Ⅱ將軍」の共同統治を定め、両法を運営することで公武合體に基づく政權運営を長期政權への強靱な礎にするのである。

さらに、「禁中並公家諸法度」は幕府の寺社政策の中心課題である身分制度の序列化と紫衣着用の勅許対象となる寺社階層序列を確立しようとする。前者の僧侶の身分階層序列への定めは十四条、十五条によって定められる。つまり、最高位の大僧正（大正權）は二つの道によって序列化される。一つ目は、「門跡、院家」出身者の僧侶によって占められる。二つ目の道は「器用卓拔之仁、希有雖任之」の器用卓拔で三十年の修業を経た老僧の採用である。こうした「撰家門跡、親王門跡」以外の禁裏堂上人、公卿の子弟は「准僧正」への道となる。幕府は寺社政策を禁裏との共同政策によって国体の天皇Ⅱ將軍の公武合体の強靱化を計ろうとする。

寺社政策の第二の課題は「紫衣」事件であり、紫衣の着用の事件で、「近年狼勅許之事」に原因する乱れと事件を起し、家康、秀忠そして天海に解決を求めるのである。こうした寺社秩序の乱れと対立を解決することは幕府の一大問題と化し、この「禁中並公家中御

法度」はこうした幕府の寺社政策の一環として、僧侶と寺社の上下身分階層序列を禁裏をも組み入れて解決し、三位一体政策を推進しようとする。

### V 徳川幕府の寺社政策

幕府は「禁中並公家中御法度」で寺社と禁裏の親王と摂家の子息を宮門跡或いは摂家門跡として大僧正へ、堂上家（大臣・三公、清花）の公卿を准門跡と位置づける。他方三十九年の修業を全うする「碩学之輩」は「上人」へ序せられ、紫衣問題をこれら大僧正と上人の上位僧侶に制限しようとする。七月十七日に制定される「禁中並公家中御法度」における紫衣問題は七月二十三日に(1)五山十刹諸山之諸法度、(2)妙心寺諸法・永平寺諸法度、(3)総持寺諸法度・真言宗諸法度、(4)高野山衆徒法度、(5)浄土宗諸法度、(6)浄土西山派諸法度等として伝統的七大宗派に次の如く求める。

#### 五山十刹諸山之諸法度

- 1条一、東班、西班、転位、官資、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>寺法之事、
- 2条一、乗私者、叢林之典章、出世之初歩也、近年懇依申下、無私帖乘私、既欲<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>退転、於<sub>レ</sub>向後寺者、無私之帖、堅令<sub>レ</sub>停止事、
- 3条一、南禅寺者、深紫衣、天冠寺者、浅紫衣、其外京都鎌倉之五山黄衣、十刹諸山之出世入院、開堂儀式等、可<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>先規事、
- 4条一、南禅寺者、龜山法皇改<sub>レ</sub>皇居、為<sub>レ</sub>禪刹、尊崇異<sub>レ</sub>他、勅書云、長老職之事、選<sub>レ</sub>器量卓抜、才智兼全、而弘法<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>重担、動行為<sub>レ</sub>志願之仁、可<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>者也、僧者、必<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>貴人<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>尊、乃至雖<sub>レ</sub>吾子孫、不可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>勢任持<sub>レ</sub>云、然近年作<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>他山、恣申<sub>レ</sub>南禅寺之帖、紫衣僧其員過<sub>レ</sub>本寺、甚<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>謂、向後本寺之外、限<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>任、但<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>徳碩学之仁、希<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>之、称<sub>レ</sub>准南禅位、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本寺之次座事、
- 5条一、新院建立之時、申<sub>レ</sub>降、論旨奉書、塔頭披露先規也、然<sub>レ</sub>近年為<sub>レ</sub>私、称<sub>レ</sub>寺院号事、自由之至也、向後令<sub>レ</sub>嚴制事、

- 6条一、庄園分、今度差出之上、碩学料相定之説、選<sub>レ</sub>其器量、一代短可<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>之事、
- 7条一、鹿苑藤原之官職者、先代之規範也、当時不足叙用、毀<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>之説、自<sub>レ</sub>今以後、以<sub>レ</sub>五山長老之中僧依之僧一員、可<sub>レ</sub>兼<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>出世之官資、并<sub>レ</sub>入院出仕之儀式等者、如<sub>レ</sub>先規、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>重賞事、

右条々為<sub>レ</sub>寺法相統、学問昇進、所<sub>レ</sub>相定<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

元和元乙卯年七月 日 朱印

#### 大徳寺諸法度

- 1条一、僧臘転移、并<sub>レ</sub>私事動行等、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>先規寺法事、
- 2条一、參禅修行、就<sub>レ</sub>善知識、三十年費<sub>レ</sub>綿密工夫、千七百則話頭了畢之上、遍<sub>レ</sub>歴<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>門、普<sub>レ</sub>達<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>、真諦俗諦成就出世、衆望之時、以<sub>レ</sub>知識之通著、於<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>者、開堂入院、可<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>訂<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>降<sub>レ</sub>輪<sub>レ</sub>帖、或<sub>レ</sub>僧臘不高、或<sub>レ</sub>修行未熟之衆、依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>世、匪<sub>レ</sub>暫<sub>レ</sub>汚<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>寺、蒙<sub>レ</sub>衆<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>呼<sub>レ</sub>者、甚<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>制、向<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>企<sub>レ</sub>者、永<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>身<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>事、
- 3条一、新院建立之時、申<sub>レ</sub>降<sub>レ</sub>輪<sub>レ</sub>帖<sub>レ</sub>塔<sub>レ</sub>頭<sub>レ</sub>披露<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>規<sub>レ</sub>也、近年為<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>称<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>号<sub>レ</sub>院<sub>レ</sub>号<sub>レ</sub>事、自由之至也、向<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>事、
- 4条一、常任領、諸塔頭領、今度相改、別紙録之、永<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>納<sub>レ</sub>事、
- 5条一、諸院各塔主、如<sub>レ</sub>先規、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>輪<sub>レ</sub>番、但<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>門<sub>レ</sub>派、或<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>輩<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>器<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>衆、可<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>輪<sub>レ</sub>番<sub>レ</sub>事、

右条々為<sub>レ</sub>寺法相統、所<sub>レ</sub>相定<sub>レ</sub>、如<sub>レ</sub>件。

元和元乙卯年七月 日 朱印

#### 妙心寺諸法度（大徳寺に同文、但し相改別紙録之六字を、如<sub>レ</sub>今度差出と改む）

#### 永平寺諸法度

- 1条一、遂<sub>レ</sub>二十年之修行、致<sub>レ</sub>江湖頭、經<sub>レ</sub>五年之僧、有<sub>レ</sub>転衣之望者、以<sub>レ</sub>嗣法師之推挙状、致<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>山、可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>理、從<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>寺、就<sub>レ</sub>伝<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>降<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>旨、以其<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>転<sub>レ</sub>衣、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>披露<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>戒<sub>レ</sub>臘者、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>輪<sub>レ</sub>番日<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>次第<sub>レ</sub>事、
  - 2条一、非<sub>レ</sub>三十年修行了畢者、不可<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>幢<sub>レ</sub>事、
  - 3条一、至<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣者、當<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>總<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>仁<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者、經<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>、勅<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>時、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>、兩<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>外、一切不可<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>用、於<sub>レ</sub>退<sub>レ</sub>院<sub>レ</sub>は、可<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>紫<sub>レ</sub>衣<sub>レ</sub>事、
  - 4条一、開山忌、越前<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>末<sub>レ</sub>寺、不<sub>レ</sub>殘<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>仕、但<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>者、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>志<sub>レ</sub>次<sub>レ</sub>第<sub>レ</sub>事、
  - 5条一、日本曹洞下之末派、如<sub>レ</sub>先規、可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>訓<sub>レ</sub>事、
- 右近年法度相乱、往々紫衣黄衣着用之僧滿<sub>レ</sub>巷<sub>レ</sub>街<sub>レ</sub>、違<sub>レ</sub>私<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>、受<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>嘲<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>夷<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>此、且<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>紹<sub>レ</sub>隆、且<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>門<sub>レ</sub>繁<sub>レ</sub>榮、相<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>畢、若<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>僧<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者、可<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>配<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>也、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

元和元乙卯年七月 日 黒印

總持寺諸法度（永平寺と同文、開山忌の下に二代忌共加賀能登越中三ヶ國之諸末寺とあり）

真言宗諸法度（真言宗五ヶ本寺へ不<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>之）

- 1条一、從<sub>二</sub>四度加行、至<sub>三</sub>授職灌頂、師資授法儀式、並に衣鉢色淺深、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>如<sub>三</sub>先規寺法事、
- 2条一、事相敬相、習學觀心、尤可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>專要事、
- 3条一、修法者、護國利民之基也、仍密宗之建立、以之為<sub>二</sub>肝心、亦可<sub>レ</sub>抽四海安全之丹誠事、
- 4条一、破戒慝之比丘、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>棄拔事、
- 5条一、諸末寺可<sub>レ</sub>相守本寺之法度、若有法流中絶之儀者、不求<sub>二</sub>他流、可<sub>レ</sub>亂<sub>二</sub>自門蓋賜、自<sub>レ</sub>由之企於有<sub>レ</sub>之者、寺領可<sub>レ</sub>改易事、

山名、積三ヶ年學問之功、遂住山三ヶ年、其後帰國、法談可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>一會、但數年住、於<sub>二</sub>論席、徒謗、能化、企公事、妨<sub>二</sub>學業事、甚以惡僧也、速可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>擯、出於其張本、

- 6条一、於<sub>二</sub>紫衣者、殊規模之事也、無動許借、明不可<sub>レ</sub>着用之事、
- 7条一、延喜御宇所贈<sub>二</sub>賜高野山大師之御衣、楡皮色、或深染香衣、或<sub>二</sub>調紫衣用赤色、然間、於<sub>二</sub>香衣者、非<sub>二</sub>密教之棟梁、有知之高僧公達者、曾不可<sub>レ</sub>着之事、
- 8条一、在國之僧、近年猥申<sub>二</sub>下上人号、着用香衣、甚以無其謂、自今以後、令<sub>二</sub>停止之詔、但有<sub>二</sub>知者<sub>レ</sub>、誓<sub>二</sub>輩者、格別之事、

右可<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>守此旨、若違背之僧徒於<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>之者、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>配流者也、仍而如件、

元和元乙卯年七月 日 朱印

高野山衆徒法度

- 1条一、檢校職之事、自今以後者、碩学之人者、如古來、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>三ヶ年之住持、但碩学之人者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>一ヶ年之住持者也、其外老若之修学、衣鉢之威儀可<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>先規事、
- 2条一、仁和寺、高雄、東寺、醍醐、并高野、此五ヶ寺號、致<sub>二</sub>交替可<sub>レ</sub>動事教之修学、此旨弘法之遺誠、任門徒之間、修学最初成出可<sub>レ</sub>長者、不可<sub>レ</sub>亂<sub>二</sub>蘭次、云々、然、近年仁和寺、高雄、東寺、醍醐、為<sub>二</sub>本寺之由、雖<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>募其旨、遺誠分明之上者、法会出仕之時、門跡僧正之外、住<sub>二</sub>戒臘、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>座列事、
- 3条一、寺号、院号、先規不<sub>レ</sub>許事也、然共、近年恣称<sub>二</sub>寺号院号、甚無<sub>二</sub>謂、令<sub>二</sub>停止事、
- 4条一、灌頂授職之法、或云由緒末寺、或云貧僧結緣、輒<sub>レ</sub>修行於客坊與院等之非乘非字之宿所、灌頂受供之執行、無<sub>レ</sub>先規之由緒、堅<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>停止事、
- 5条一、天野明神者、高野之鎮守也、祭礼神事、總而神主、社家、供僧、守<sub>二</sub>先規、不可<sub>レ</sub>企新儀事、
- 6条一、先年定<sub>二</sub>寺法、雖<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>渡黒印、今度依<sub>二</sub>諸寺之法度、右五ヶ条重而所<sub>レ</sub>相定、如<sub>レ</sub>件、

元和元乙卯年七月 日 朱印

淨土宗諸法度

- 1条一、智恩院之事、立置<sub>二</sub>宮門跡門領、各別相定上者、不可<sub>レ</sub>混雜、寺家引導<sub>二</sub>私事等者、定<sub>二</sub>勵住持、如<sub>二</sub>先規一可<sub>レ</sub>執行、於<sub>二</sub>十念為<sub>二</sub>結緣、門主自身、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>授与事、
- 2条一、於<sub>二</sub>京都門中、扱<sub>二</sub>器量之仁六人、為<sub>二</sub>役者、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>諸沙汰、曾而不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>負偏頗事、

3条一、碩学衆於<sub>二</sub>門戒授、者、調道場之儀式、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>執行、淺学之輩、猥不可<sub>レ</sub>授与事、

- 4条一、對<sub>二</sub>在家之人、不可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>相伝五重之血脈事、
- 5条一、淨土修学、不至<sub>二</sub>十五年者、不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>血脈伝授、殊更於<sub>二</sub>繼書許可者、雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>器量之仁、不滿<sub>二</sub>二十年者、堅不可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>相伝事、
- 6条一、糺<sub>二</sub>明學問之在職、増上寺當住、並其談義所之能化、以<sub>二</sub>兩判之添状、可<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>本寺、於<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>滿足二十年之稽古者、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>頂戴正上人之論旨、不至<sub>二</sub>二十年者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>權上人事、付<sub>二</sub>十五年以來之出世之座次、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>正權之分別事、
- 7条一、非<sub>二</sub>古來之学席者、私不可<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>常法幢事、
- 8条一、不解<sub>二</sub>事理縱橫之源義、着<sub>二</sub>相繼文之族、貪<sub>二</sub>着名利、不可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>法談、從<sub>二</sub>亦蒙<sub>二</sub>尊宿之許可、雖<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>動化、空<sub>二</sub>聞<sub>二</sub>仏經祖積、偏事<sub>二</sub>狂言稿語、妄惑愚夫耳、刺<sub>二</sub>目<sub>二</sub>譏毀他、最是<sub>二</sub>為<sub>二</sub>法談之因、評論之縁、堅<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>制止事、
- 9条一、往來之知識等、其所<sub>二</sub>之門中、無<sub>二</sub>許容、聊爾不可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>法談事、
- 10条一、若<sub>二</sub>壁之砌、及<sub>二</sub>十<sub>二</sub>年致<sub>二</sub>学文、其後令<sub>二</sub>退転之僧、望<sub>二</sub>色<sub>二</sub>袈裟者、依<sub>二</sub>其人<sub>二</sub>昧、六十歲以後可<sub>レ</sub>許之、但於<sub>二</sub>上人<sub>二</sub>之義者、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>斟酌事、
- 11条一、為<sub>二</sub>平僧分、縱<sub>二</sub>雖<sub>二</sub>老年、不可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>引薄事、
- 12条一、於<sub>二</sub>淨土宗諸寺家者、縱<sub>二</sub>雖<sub>二</sub>為<sub>二</sub>師匠之付屬、妄不可<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>職事、
- 13条一、就<sub>二</sub>相替古跡之住持者、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>血脈付法相統、若<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>前任没後之入院者、至<sub>二</sub>流義之源、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>伝授事、
- 14条一、紫衣之諸寺家之住持、致<sub>二</sub>隨居之時、可<sub>レ</sub>脫<sub>二</sub>紫衣事、
- 15条一、大小之新寺、為<sub>二</sub>私不可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>建立事、
- 16条一、借<sub>二</sub>在家、構<sub>二</sub>仏前、不可<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>利養事、
- 17条一、於<sub>二</sub>知識分之座次者、以<sub>二</sub>血脈論旨之次第、上下之品、可<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>相定事、
- 18条一、於<sub>二</sub>法問商量之座次者、以<sub>二</sub>学文之戒臘、可<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>上下、其外之衆会以<sub>二</sub>出世之前後、可<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>座事、
- 19条一、於<sub>二</sub>所化寺僧之会合者、選<sub>二</sub>択以上、可<sub>レ</sub>別<sub>二</sub>座平僧之上事、
- 20条一、平僧分、声明法事等之役義、有<sub>二</sub>其嗜<sub>二</sub>輩者、同<sub>二</sub>臘之内、可<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>上座事、
- 21条一、不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>階級之淺深、姿<sub>二</sub>高<sub>二</sub>拳<sub>二</sub>自身、對<sub>二</sub>上座、致<sub>二</sub>緩急<sub>二</sub>輩者、永不可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>会合事、
- 22条一、諸<sub>二</sub>寺家之住持、任<sub>二</sub>自己<sub>二</sub>之分別、背<sub>二</sub>世上<sub>二</sub>之法義者、為<sub>二</sub>寺中之老僧、兼<sub>二</sub>日可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>異見、不然者、可<sub>レ</sub>屬<sub>二</sub>同罪事、
- 23条一、白<sub>二</sub>旗<sub>二</sub>流<sub>二</sub>義<sub>二</sub>諸國之末寺、隨<sub>二</sub>其大小、集<sub>二</sub>調<sub>二</sub>報<sub>二</sub>謝<sub>二</sub>錢、三ヶ年一度宛、以<sub>二</sub>使<sub>二</sub>僧可<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>影前事、
- 24条一、出<sub>二</sub>世<sub>二</sub>之官物之事、論<sub>二</sub>旨之分、銀<sub>二</sub>子<sub>二</sub>式<sub>二</sub>百文目、參<sub>二</sub>内<sub>二</sub>之分、五<sub>二</sub>百文目、若<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>兩<sub>二</sub>樣同時者、七百文目相<sub>二</sub>定上者、不可<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>米穀之高下事、
- 25条一、末<sub>二</sub>々<sub>二</sub>諸<sub>二</sub>寺家者、從<sub>二</sub>其本寺、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>仕置、若有<sub>二</sub>理不<sub>二</sub>尽之沙汰者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本寺之私曲事、
- 26条一、一向<sub>二</sub>無智<sub>二</sub>之道心等者、對<sub>二</sub>道俗、授<sub>二</sub>十念、勸<sub>二</sub>男女、与<sub>二</sub>血脈、寔<sub>二</sub>以<sub>二</sub>法賊也、自今以後、堅<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>停止事、

- 27条、悪徒出来、近來興邪教、違経文釈義、私に勘安心、關六字名号、唯稱三字、廻種々之謀計、令誑惑衆生、是須魔民之所行、速可令追私事、
- 28条、号靈仏靈地之修理、不可請勸進事、
- 29条、如旧例、夏安居、從四月十五日、期六月廿九日、冬安居、從十月十五日、可至極月十五日、不可延促事、
- 30条、於一夏中、客殿之法問十則、下說法問十一則、無闕減、可令決撰、并湯日之外、不可有談話懈怠、冬安居、可為同前事、
- 31条、解悶之事、春從二月朔日、期三月廿九日、秋從八月朔日、可至九月廿七日、如兩安居、物說法問、不可有懈怠事、
- 32条、頌義十人衆以下之僧、不可有寮坊主事、
- 33条、諸談所之所化、自今以後、縱雖令他山、老若共不可付替同名事、
- 34条、於二寺遺放之所化者、諸談所之會合、不可有之事、付寺僧同宿等、可為同前事、
- 35条、諸檀林所化之法度、悉以可服從上条事、
- 右三十五ヶ之条々、永代可相守此旨、若於有違背之仁者、隨科之輕重、或令流罪、或可脱却三衣者也、
- 元和元乙卯年七月 日
- 浄土西山派諸法度
- 1条、所化衆人三年之間、先習覺先徳之古抄、於衆徒之前、毎日暗誦、依利鈍遲速可有之事、
- 2条、衆人三年之後、許写理教書之立筆事、
- 3条、頂戴聖教後、就善導之御疏、五部九養選択等、受伴頭之指南、三種一論、論談決撰、可令修練事、
- 4条、及中年、選其器量、授法可繼宗脈事、
- 5条、当麻曼陀羅注記十卷、証空之作也、以此注銘文給相問答一年余、再聽再問、隨其根、思量工夫熟時、血脈相承有之、稱二部之伝授、而後許寺中之小役、可令器伴頭事、
- 6条、円戒伝授、血脈相承可有之事、
- 7条、修法修行、器用卓拔之仁、衆徒門中相讓、許色之褒獎、一七日之間、令成道、遂門中披襲、則可為能化分事、
- 8条、辻談議者、稱街談巷語、先驅離厭之、近代為勸土壇、動其企有之、尤非正法、令停止事、
- 9条、香衣之給旨、頂戴之事、殊仏法世法共成就、俗諦真諦齊備依、年過耳順、令推營事先例也、雖然、近代不限當宗、出世漫有之、自今以後、復旧例、隨其器量年数、衆望之時、遂奏聞、給旨可有頂戴事、
- 右可相守此旨者也、
- 元和元乙卯年七月 日

徳川幕府の寺社政策が家康、秀忠、天海によって立案され、寺社政策として立法化する目的は、伝統的七大宗門の仏教を寺社の檀那への信仰心に植え付け、国民的宗教を確立し、国民の安心感と先祖供養の確立を計って、生活の習慣及び農村・都市の秩序安寧へ導くことである。徳川幕府は伝統的七大宗派の国民宗教として発達させるために、前述した「禁中並公家諸法度」によって寺社の大僧正或いは准僧正に親王の宮門跡、摂家門跡による高貴な人を頂点の僧侶の地位（大僧正）に就け、国民的大衆の信仰心を根づかせることで国民の伝統的保守基盤の確立を計るのである。このようにして、徳川幕府は伝統的七大宗派と結びつき、信仰の大衆基盤を確立することを寺社政策の目的とするのである。

他方、幕府は寺社政策として伝統的七大宗派の国民的基盤を強固にするために、仏教の正当性と学問的修業による悟りの高僧を教育によって育成し、激しい競争の中から器用な僧侶を三十年間かけて成長させる「器用卓拔之仁」の老僧を頂点に付けて「准僧正」或いは「上人」へ就任させる。

すなわち、前述したように、「禁中並公家諸法度」の宮門跡、摂家門跡の大僧正に対して伝統的七大宗派による三十年の修業を通して育成する「准僧正」と「上人」の育成はこれら伝統的七大宗派にとって死活問題となる。幕府は教育・修業への義務付けが寺社政策の第一課題となり、立法による教育義務として要請する。

寺社政策における第二の要請は寺社の紫衣の格付と准僧正、或いは上人への限定される法衣である定めへの厳守を要請し法的義務として課している点である。この紫衣の問題は寺社の競争の激しさか

ら寺社の格付けを揺るがし、信用失墜と失笑を買うこととなり、国民的宗教の地位を失う危険性を秘めていることから、幕府の法律によって競争の制限と紫衣の権威づけを法律によって定めようとする。

寺社政策の第三の要請は本末間秩序の確立と本寺への末寺の従属によって本末間秩序を確立し、と同時に新しい寺社の造営を規制し、寺社の競争と乱立を制限することで寺社の経営を安定すべく定めるのである。

## 結 び

徳川家康は戦国大名として戦場を「八九十合」を経験し、その内「萬死」十八回を経験して最後に、豊臣方と関ヶ原、大坂城の決戦に勝利して全国統一を果す覇者となった。戦国大名として生死を彷徨う中で仏に助けられて浄土宗門徒となり、伝統的七大宗派の一つである浄土宗に帰依し、江戸城紅葉山に宗廟を建て、仏教への崇敬を心の支えとする。それゆえ、家康は秀忠、天海と共に寺社政策の三位一体政策を確立することで徳川幕府の長期政権への礎を確立するのに成功する。

元和二年（一六一六）四月十七日に家康は七十五才で亡くなる。葬式は神道の儀を以て行なわれる。前に述べた仏教徒としての家康ではなく、神道で行なわれたのは何故であろうか。そこには家康の国体論がその理由となるのではないだろうか。つまり、家康は戦国武士から大坂城の豊臣一族を死に追いやった結果、征夷大將軍とし

て日本の統治者として新しい顔を見せるのである。統治者として日本の支配を試みる場合、統治者としての国体論像を描く必要に迫まれ、その結果、家康は「徳川成憲百箇条」（「正」と「副」の二通）を定め、国体論を具体化しようとする。この「徳川成憲百箇条」は「武家諸法度」と「禁中並公家中諸法度」へ体系化され、幕府及び禁裏への憲法として位置づけられ、「国体論」の体系化を図るのである。家康の戦国武士から征夷大將軍としての政治家の立場へ転換する結果、天皇の「文」と將軍の「武」の協業と分業に基づく公武合体を国体論の中心課題としてその実現に努める。

この国体論は徳川幕府の三位一体政策によって推進され、徳川幕府の長期政権を確立する礎となる。三位一体政策は国体論の実施を目的に家康、秀忠、天海によって構想され、天皇の親王、摂関家の子弟を宮門跡或いは摂家門跡として伝統的七宗寺院の大僧正に就任させ、伝統的七大宗派の地位と身分的序列を確立し、その寺社経営の発達に寄与する。ここに、禁裏と寺社との共同経営が形成され、国体論は禁裏と寺社と幕府の共同体として発展する。

他方、幕府は寺社との共同政策を推進するために、伝統的七大宗派に国民の信仰と尊崇を確立しようとする。このため、幕府は「器用卓拔之仁」を「上人」へ就任させるため三十年間の修業を定め、紫衣に相應しい僧侶に育てることを義務づける。国民の尊崇と信頼される「上人」への育成は伝統的七宗派への法的義務と定める。

幕府は国民的信仰と尊崇の地位を確立する寺社の経営を安定させるために新設寺社の造立を禁止する。さらに、幕府は寺社の経営基盤を確立するため朱印状を与えて石高の年貢と山林を下附し、災

害、火災による寺社の修理を援助するのである。

以上のように、家康は征夷大將軍となり、また、大坂城での豊臣一族を滅ぼしてからは天下統一の覇者として徳川幕府の長期政権を達成する国体論の実行を三位一体政策として秀忠、家光に課するのである。

後半が戦国武士から征夷大將軍としての統治者として徳川幕府の長期政権構想を「徳川成憲百箇条」に纏め、国体論の三位一体政策に基づいて「武家諸法度」と「禁中並公家諸法度」へ体系化し、徳川幕府の憲政を体系化し、マクロ経営史の国体論を完成する。これ以後三代家光から十五代將軍慶喜まで家康の三位一体政策は推進され、二百六十年余りの長期政権を築く礎いしずとして機能する。

前半は家康の三位一体政策を共同して推進する禁裏の経営史を取り上げ、国体論の一翼を担う禁裏と堂上家の経営史を主に家領を中心に分析を試みた。徳川家康の国体論の一極を担う禁裏と堂上家は徳川幕府の「武」に対し、「文」の国体論を担う分業と協業に基づく公武合体を担うことで、幕府から経営を保証されることとなる。幕府から下附される石高と家領は絶えず赤字を慢性化する程の小規模なものであり、とりわけ堂上家の下位と地下人に内職を余儀なくさせるほどである。このため、親王と摂家の子息、娘は寺社への僧・尼として門跡になることを余儀なくされる。代りに、幕府は禁裏・堂上家への監督と規制を強化し、家康の国体論に占める主君としての天皇の朝権の縮少を試ろみ、家康の公武合体論から専制政権へ移行し始める。

また、元和六年（一六二〇）六月、秀忠の娘和子が後水尾天皇の

所に嫁ぐと、幕府は一方で禁裏への石高を増すと、同時に禁裏への統制と監督を強め、禁裏への規制・干渉を京都所司代の掌握させるとする。

かくて、幕府は家康の国体論の三位一体政策から禁裏を後退させ、寺社との共同政策によってバテレン禁教令を通して寺請制によって国民の一人一人の戸籍簿作成の戸籍行政を寺社に担当させることで国民国家として新しい一歩を踏み出すのである。